

# みんなといっしょに高校へ 行きたい！

ちがうことこそ  
ええこつちや



ちがうことこそ  
ええこつちや

2021年3月28日(日)  
ラポールひらかた 4階 大研修室

## 2022 年度入試に向けて

# 大阪府公立高校入試資料

注：日程を初めとする本資料のほとんどは 2021 年度入試のものです。

高校入試は高校入学年度をその名称とします。

2021(R3)年度中学3年生が受験するのは 2022(R4)年度高校入試です。

P3 の日程表や P13 の倍率のタイプなど、公表されるたびに新規資料に変えていきます。

改定予定

6月6日(日)北摂学習会

7月?北摂学習会

8月?北河内学習会

11月?北摂学習会

資料作成 片岡 次雄

主 催 知的障害者を普通高校へ北河内連絡会  
共 催 寝屋川市の義務教育における医療的ケアを考える会  
後 援 大阪府教育委員会

# 北摂学習会チラシに登場した高校生たち

第 42 回 (2020. 11. 29) 箕面東高校 1 年生 ・ ・ 福井高校 3 年生 (1 年生 10 月の写真)



第 36 回 (2018. 10. 20)  
福井高校 1 年生  
(1 年生 4 月の写真)



第 40 回 (2020 年 5 月 10 日 幻の学習会)  
箕面東高校 2 年生



第 37 回 (2019. 5. 12) 城東工科高校卒業 ・ ・ ・ 春日丘高校定時制卒業



第 33 回  
2017. 11. 12  
桜塚高校定時制  
1 年生

第 33 回  
2017. 11. 12  
勝山高校 1 年生



11人のうち  
ペーパーテストで1科目以上30点  
取れそうな人が1人？2人？3人？  
ほとんどが0点または一桁

第 30 回 (2016. 11. 13) 泉尾高校 2 年生 ・ ・ ・ 桜塚高校定時制 3 年生



第 31 回  
2017. 5. 20  
福井高校  
1 年生



## 資料目次

1. 2021 (R3) 年度大阪府公立高等学校入学者選抜 日程表
2. 「入学者選抜」と「入学者決定」は全く違う
3. 高校問題を考える会など団体紹介と問合せ先
4. 新たな高校入試制度が定着したと大阪府教育委員会は言うけれど……
5. 受験した点数を知ろう
6. 中学生のみなさんへ（大阪府公立高校入試などのホームページ紹介）
7. 合格者決定方法…一般選抜全日制の場合
8. 2021 入試年度二次選抜の募集人員と志願者数
9. 配慮事項（受験上の配慮）一覧
10. 配慮事項 解説と注意(片岡作成文章)
11. 様式 501 配慮事項申請書（本物のエクセル入力表に似せて片岡が作った「贋作表」
12. 自己申告書
13. 公立高校ガイドより…大阪府の全公立高校一覧
14. 公立高校ガイドより…大阪府公立高校の概要
15. 学力検査問題の種類並びに倍率のタイプ
16. アドミッションポリシー(エンパワメントスクール=面接がある高校=の抜粋)
17. 高校て何？ 制度から分類した高校の種類
18. 高校1年生の学費
19. -26. 大阪府教育庁作成の資料
  - 「学習指導及び評価(通知)」以外は、全て一部を抜粋したもの
  - ・障がいのある子どものより良い就学に向けて<市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック>
  - ・障がいのある子どものより良い就学に向けて(続き)
  - ・令和2年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項
  - ・令和2年度 府立学校に対する指示事項～未来を拓(ひら)く教育をめざして～
  - ・「ともに学び、ともに育つ」 支援教育のさらなる充実のために
  - ・大阪府立高校に在籍する「障害ある生徒」の人数
  - ・府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について(通知)(全文) (p23)
  - ・「合理的配慮の検討に当たって留意すること」<府立学校教職員研修用資料>
  - ・高校生活支援カードの作成と活用マニュアル
  - ・高校生活支援カード見本
27. ユニセフ版障害者権利条約抜粋
- 28・29. 障害者権利条約抜粋…合理的配慮を中心として
30. 障害者権利条約抜粋(続き) + 障害者基本法抜粋
- 31・32. 学校の中の介助を考える(千葉の佐藤陽一さん)
33. 高等部卒業生、中学部・中学支援学級卒業生の進路状況 + 支援学級・支援学校生徒数比較
34. 自立支援・共生推進・高等支援学校職業科入試出願状況

# 2021(R3)年度大阪府公立高等学校入学者選抜 日程表

\_\_\_\_の高校は特別選抜のみで終了。補欠募集は昨年度の日程

		選抜の種類	出願期間	学力検査等	合格者発表	
特 別	特別入学者選抜	全日制 <ul style="list-style-type: none"> <li>音楽科(夕陽丘)</li> <li>工業・美術科(大阪市立工芸、岸和田市立産業)</li> <li>体育に関する学科(大塚、摂津、大阪市立桜宮、大阪市立汎愛)</li> <li>芸能文化科(東住吉)</li> <li>演劇科(大阪市立咲くやこの花)</li> <li>総合造形科(港南造形)</li> <li>グローバル探究科(大阪市立水都国際)</li> <li>エンパワメントスクール(岬、布施北、長吉、西成、成城、箕面東、和泉総合、淀川清流)</li> </ul>	2月2日(火) 2月3日(水)	実技 2月14日(日) 学力検査等 2月18日(木)	3月1日(月)  試験 45点×5=225点 調査書 25点×9=225点	
			2月15日(月) <b>出願時間</b> 午前9時 ~午後4時	学力検査 2月18日(木)  実技検査または面接 2月19日(金)		
			2月16日(火) <b>出願時間</b> 午前9時 ~午後2時			
			多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部(大阪わかば)			
			昼夜間単位制(大阪市立中央)			
	大阪府立豊中高等学校能勢分校					
	海外から帰国した生徒		学力検査(数英)、面接 2月18日(木)	3月1日(月)		
	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒		学力検査(数英)、作文 2月18日(木)			
	知的障がい生徒自立支援コース		面接 18、19日の1日			
	共生推進教室		面接 18、19日の1日			
知的障がい高等支援学校職業科		面接 18日、検査 19日				
一 般	一般入学者選抜	全日制 <ul style="list-style-type: none"> <li>普通科</li> <li>商業に関する学科・グローバルビジネス科</li> <li>農業に関する学科</li> <li>工業に関する学科(特別選抜実施学科を除く)</li> <li>教育情報科・英語科・国際文化科・グローバル科・英語探究科・理数科・総合科学科・サイエンス創造科・文理学科・福祉ボランティア科・食物文化科</li> <li>総合学科(エンパワメントスクールを除く)</li> </ul>	3月3日(水) 3月4日(木) 及び 3月5日(金)  <b>出願時間</b> 3月3日・4日 午前9時 ~午後4時 3月5日 午前9時 ~午後2時	学力検査等 3月10日(水)	3月18日(木)  試験 90点×5=450点 調査書 50点×9=450点	
			定時制の課程	3月3・4日 午後3時~午後7時 3月5日(金) 午後3時~午後5時		試験 90点×3 調査書 30点×9
			通信制の課程	2月28日(日) 午後2時~午後5時 3月2日(火) 午後2時~午後7時 3月3日(水) 午後2時~午後5時	面接 3月7日(日)、 8日(月)、9日(火) のうち一日	調査書 25点×9=225点
			追学力検査 (出席停止の扱いが定められている感染症罹患患者)	3月11日(木)	3月19日(金) 国数英	3月21日(日)
二 次	二次入学者選抜(実施校がある場合)	3月22日(月) 9時~12時 職業科:9時~11時半	面接(出願時個人面接) 3月22日(月)	3月24日(水)		
	補充入学者選抜(実施校がある場合) 自立支援コース・共生推進教室・高等支援学校職業科					
		支援学校高等部	1月22日(金) ~1月29日(金)	3月15日(月)	3月17日(水)	
		補欠募集(定時制夜間課程のみ)	4/1~8	4月6日(木)頃	4/7など	

# 入学者**選抜**と入学者**決定**は全く違う

入学者選抜＝入試によって、合格者と不合格者を決めること  
入学者決定＝入学するための説明や手続きを行うこと

## 大阪府立支援学校**高等部を併願で希望するとき**

まず高等部出願 → 私学・特別選抜受験 → 合格 → 「3月の検査」に行かない。

まず高等部出願 → 一般選抜・二次選抜受験 → 「3月の検査」に行く、行かないは自由に  
→ 「一般選抜(二次選抜)を受験するので合格発表まで待ってほしい」と、  
3月の検査日以前に連絡を入れる(電話でOK)。  
→ 合格したら支援学校に行かないことを連絡する(電話でOK)。

### 警報 警報 警報

『高等部出願の「専願」を取り消すことができない』  
『高等部の合格発表(入学予定者発表)を保留してもらうための手続きが必要』  
上記はデマと言えるものですが、頑固に主張する市教委や中学があります。

## 令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

### 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜、秋季入学者選抜とする。

## 令和3年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針

### 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜とする。

### 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、大阪府立知的障がい高等支援職業学科(本校)補充入学者選抜及び、令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。

「入学資格を失う」ことの片岡注：「高等部より入学者選抜に合格した学校が優先でっせ」ということ。  
二つの学校に在籍する二重学籍はあきませんで、ということ。

## 令和3年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部**入学者決定**方針

### 併願等

- (1) 本**入学者決定検査に出願する者は**、令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに令和3年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科**入学者選抜において、併願することができる**。
- (2) 令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに、令和3年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、本入学者決定の入学資格を失う。

日程や会場は、下の「連絡先」で確認をお願いします(相談も受け付けています)。<2021.03.03 作成>

## 高校問題を考える大阪連絡会 (考える会、高校問題を考える会)

月例会;第3木曜日 18:30~21:00 大阪市社会福祉研修・情報センター

代表 鈴木 留美子 副代表 上田 哲郎 会計 西尾 元秀 会計監査 北村 恵子、詫間 隆  
事務局 片岡 次雄、澤田 美枝、松森 俊尚

## 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 (障大連) 議長 古田 朋也

教育部会 奇数月第2木曜日 13:00~16:30 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

合同部会=障大連教育部会と高校問題を考える会

偶数月第3木曜日 18:30~21:00 大阪市社会福祉研修・情報センター

## 「障害」のある子どもの教育を考える北摂連絡会 (北摂連絡会) 代表 鈴木 留美子

6月、7月、10月に、北摂各市持ち回りで『北摂「障害」のある子どもの高校進学を考える学習会』開催

## 知的障害者を普通高校へ北河内連絡会 (北河内連絡会) 代表 吉田 侑加

例会;毎月第4土曜日 13:30~16:30、3月に学習会、7月に総会・学習会、会場:枚方など

<http://kitakawachi.main.jp>

## 分けない教育・保育をすすめる大阪市民の会 (大阪市民の会) 代表 片岡 次雄

## 南大阪ともに学びともに育つ教育をすすめる会(南大阪すすめる会) 代表 松川 利隆

## 地域・校区で「障害児・者」の生活と教育を保障しよう茨木市民の会(茨木しよう会) 茨木市

例会;奇数月第4土曜日 14:00~16:00 ハートフル

## 障害者の権利保障をすすめる会(すすめる会) 吹田市

事務局会(兼例会);毎月第1土曜日 19:00~21:00 総合福祉会館

## 「障害」児・者の生活と進路を考える会(考える会) 豊中市

例会;毎月第3木曜日 10:00~12:00 ひまわり

## 地域で共に生きる教育と生活をすすめる会(すすめる会) 大阪市旭区

例会など、年間を通して各種行事

## 大東市障害児・者の生活と教育を考える会(考える会) 大東市

例会;毎月第2金曜日と最終の土曜日 10:00~12:00 野崎人権文化センター

障害児を普通学校へ・全国連絡会 (全国連) <http://www.zenkokuren.com/>

公教育計画学会 <http://koukyouiku.la.coocan.jp/>

DPI 日本会議 <http://dpi-japan.org/>

☆[tomonimanabu@googlegroups.com](mailto:tomonimanabu@googlegroups.com) とも学びML<大阪の人が圧倒的に多いメーリングリスト>

参加希望者は、合田 享史(ごうだ・たかし)さんに連絡 メール:tatakai@nifty.com

☆大阪発「ともに学び、ともに生きる教育」情報板 <http://massugu.way-nifty.com/tomonimanabu/>

合田さん作成のページ、大阪中心に「共に学ぶ」関連の主な行事が紹介されている

## 連絡先：問い合わせ・相談があれば遠慮なく連絡を

障大連(担当:西尾元秀) TEL:06-6748-0646 FAX:06-6748-0673 MAIL:npo-oil@mbd.nifty.com  
537-0025 大阪市東成区中道 1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3F

鈴木留美子 561-0875 豊中市長興寺北 3-5-11-204 TEL:090-9166-5575 MAIL:rumikos-suzulann@shore.ocn.ne.jp

片岡次雄 533-0023 大阪市東淀川区東淡路 1-5-2-918 TEL:080-5333-2444 MAIL:kata\_7379@yahoo.co.jp

# 新たな高校入試制度が定着したと大阪府教育委員会は言うけれど……

## 特別選抜……「特別な学科」を持つ一部の全日制高校(特定学科)と昼間定時制高校

- 体育科、港南高校、エンパワメントスクール、大阪わかばⅠ部Ⅱ部・大阪市立中央高校など  
☆選抜方法 自己申告書+調査書+国・数・英・理・社+面接または実技  
☆工科高校(工業科)・商業高校(商業科)・グローバル科・総合学科・普通科などは**全て一般選抜**  
☆自立支援コース、共生推進教室、高等支援学校職業科も特別選抜と同日程

## 一般選抜…ほとんど全ての高校

- ☆選抜方法 全日制…自己申告書+調査書+国・数・英・理・社  
定時制…自己申告書+調査書+国・数・英  
通信制(桃谷高校)…自己申告書+調査書+面接

## 総合点=テスト点数×比率+調査書点数×比率(比率は高校が指定)

テスト問題のうち、国・数・英は**基礎的問題、標準的問題、発展的問題**の3種類から高校が指定

特別選抜<国・数・英 40分、リスニング 15分、理・社 40分>

テスト 45点×5科目=225点+調査書 225点…450点満点

※調査書 225点=5点×9科目×3(3年)+5点×9科目×1(2年)+5点×9科目×1(1年)

一般選抜<国・数 50分、英 40分、リスニング 15分、理・社 40分>

テスト 90点×5科目=450点+調査書 450点…900点満点

※調査書 450点=5点×9科目×6(3年)+5点×9科目×2(2年)+5点×9科目×2(1年)

※同一校内の異なる学科での第1志望・第2志望は可能

## ※過年度生(浪人生)

- ・単位制高校やクリエイティブスクールなど一部の高校(槻の木・市岡・教育センター附属・鳳、東住吉総合、大阪わかば、大阪市立中央)で「調査書を要しない受験」ができる。
- ・夜間定時制受験者で21歳以上  
調査書は不要で面接がある。希望により国数英を小論文に代えることができる。
- ・通信制(公立で通信制があるのは桃谷高校だけ)  
21歳以下:面接と調査書で選抜。21歳以上:面接と自己申告書(参考扱い)で選抜

## ※募集停止:池田北・咲洲、西淀川、大正、柏原東・長野北、勝山

## ※統廃合:大阪市立大阪ビジネスフロンティア

大阪市立東商業・大阪市立市岡商業・大阪市立天王寺商業を廃校、大阪市立大阪ビジネスフロンティアに統合

## ※統廃合:大阪市立西・大阪市立南・大阪市立扇町総合を廃校、桜和高校に統合

2022 扇町総合(桜和高校)に統合 教育文理学科(教育情報・英語探究・総合)6クラス 240人

2020(R2)・2021(R3)入試 募集人数減:3校 520人→3校 240人

**西**<教育情報科 80人>・**南**<英語探究科 80人>・**扇町総合**<総合学科 80人>

## ※大阪市立の全高校:2022(R4)年4月に大阪府に移管

大阪市立高校(枚方市)→大阪府立いちりつ高校 泉尾工業・東淀工業・生野工業→一校に再編整備

## ※校名変更:淀川清流(北淀・西淀川)、大正白稜(泉尾・大正)

## ※桃谷高校Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部・通信制について(2020(R2)入試から)

### 大阪わかば高校(勝山高校校地に移転)

**Ⅰ部**:60人→120人(うち転編入60人) **Ⅱ部**:25人→60人(うち転編入15人)

2021入試:120人→125人(うち転編入60人)

### 桃谷高校

夜間定時制:50人→80人(うち転編入30人)

単位制昼間部(通信制):230人→390人(うち転編入150人)

単位制日・夜間部(通信制):120人→260人(うち転編入150人)

# 受験した点数を知ろう

大阪府ホーム > 府政運営・市町村 > 府政情報 > 大阪府の個人情報保護制度のご案内

## > 口頭により開示請求ができる個人情報

更新日：令和2年1月31日

### 大阪府立高等学校入学者選抜

- ・ 学力検査の得点、小論文検査の得点、作文検査の得点、情報活用力検査の得点、実技検査の得点のうち請求者が受験したもの
- ・ 調査書中の各教科の評定
- ・ 面接の評価、自己申告書の評価及び調査書の中の総合所見の評価（エンパワメントスクールのみ）

4月1日から同月14日まで 当該入学者選抜を実施した府立高等学校

### 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜

- ・ 適性検査
- ・ 作業検査

4月1日から同月14日まで 当該入学者選抜を実施した府立知的障がい高等支援学校

（注）開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがあります。

大阪府ホーム > 府政運営・市町村 > 府政情報 > 大阪府の個人情報保護制度のご案内

## > 大阪府公立高等学校入学者選抜の答案の開示請求について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyo2/touankaiji.html>

更新日：平成31年4月1日

※新型コロナの影響で受付方法等が変わっていますが、例年の一般的な方法を記しています。

開示請求を考える方は上記 URL や下記電話番号を使うなどして、必ず最新情報を確認してください。

請求できる時期は、入学者選抜終了後、4月1日から翌年3月31日までとなります。

大阪府教育委員会に対して開示請求していただけるのは、大阪府立学校の答案のみです。

大阪市立、堺市立、岸和田市立、東大阪市立の学校については、各市の教育委員会にお問合せください。

#### 1 請求することができる方

当該学校を受験した受験生本人又はその法定代理人（親権者）

#### 2 請求方法

府政情報センターにお越しいただき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出していただきます。

○請求先：府民文化部府政情報室情報公開課情報公開グループ（大阪府府政情報センター）

#### 7 お問合せ先

#### 開示請求について

府民文化部府政情報室情報公開課情報公開グループ（大阪府府政情報センター）

（所在地）大阪府中央区大手前2丁目1-22 府庁本館5階

T e l 06-6944-6066

受付時間：午前9時から午後5時15分まで（土、日、祝日、年末年始を除く）

#### 開示決定、答案の写しの交付等開示請求後のお問い合わせ

教育庁教育振興室高等学校課学事グループ

（所在地）大阪府中央区大手前3丁目2-12 府庁別館5階

T e l 06-6994-6887



## 中学生のみなさんへ（入試情報・学校説明会など）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/tyugakusei/  
大阪府教育庁事務局 教育振興室高等学校課 学事グループ作成

CLICK

府立高校の入学者選抜について知りたい人はここをクリック

2020年11月16日現在HP【<令和2年11月10日New>令和3年度大阪府公立高等学校募集人員】のように、毎年同じ頃に公表される。入学者選抜方針はR3年5月発表に変更予定。

<令和2年9月10日>「進学フェア2021」での入試制度の説明について

説明動画は[こちら](#)をクリックしてください。（外部サイト） 説明資料は[こちら](#)をご覧ください。

<令和2年3月31日>令和2年度大阪府公立高等学校補欠募集実施校及び募集人員について

<令和2年3月23日>令和2年度二次入学者選抜実施校及び確定募集人員について

<令和2年3月7日>令和2年度大阪府公立高等学校入学者選抜における志願者数について

<令和2年2月18日>令和2年度大阪府公立高等学校入学者選抜における志願者数について

<令和元年11月15日>令和2年度大阪府公立高等学校募集人員について

<令和元年10月15日>令和2年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項について

全124ページの本文の中に、自己申告書のテーマが発表されている

<令和元年7月21日(日)>「進学フェア2020」での入試制度の説明について(R2中止により9/10動画公開)

<令和元年7月4日>令和2年度大阪府公立高等学校等アドミッションポリシー(求める生徒像)並びに

学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプについて

最後の方のページに、全日制・定時制・高等支援学校職業科別のあいうえお順索引がある

<令和2年4月16日>令和2年度大阪府公立高等学校入学者選抜 学力検査問題及び採点資料等

<令和2年4月7日>令和2年度府立高等学校入学者選抜の答案開示請求について(令和2年5月1日更新)

<令和2年3月31日>令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針等について

CLICK

府立支援学校の入学者選抜・入学者決定について知りたい人はここをクリック

### 【令和3年度 方針・要項等】

- ・令和3年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針について(令和2年3月)  
※共生推進教室入学者選抜方針も含む

### 【令和2年度 方針・要項等】

- ・令和2年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項について(令和元年10月)

### 【過去の適性検査問題】<平成31年度>・<平成30年度>・<平成29年度>・<平成28年度>

<令和2年度>大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における適性検査(筆答・作業)問題について(令和2年2月) [PDFファイル/3.37MB]

CLICK

令和2年度入学者選抜を行う府立高校のことを知りたい人はここをクリック

CLICK

大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くなび」はここをクリック

CLICK

各府立高校の体験入学や説明会について知りたい人はここをクリック

片岡注：学校単位で実施される、公立高校の「学校説明会・オープンスクールなど」は11月・12月・1月が中心。「大阪府公立高校進学フェア」やブロック別合同説明会、そして一部の高校が早い時期に実施する単独説明会等への積極的な参加を意識して、早めの準備をしていただきたい。

申込締め切り日記載がある説明会等は中学3年生限定があるので注意が必要。

(例年は6月発表が本年は7月21日発表で、未定も目立つ)

CLICK

### 大阪府公立高校進学フェア

2020年は中止となり、別途Web版大阪府公立高校進学フェアが新設されている。

生徒指導グループ作成のページで<Web版大阪府公立高校進学フェア>で検索するのが手っ取り早い。

CLICK

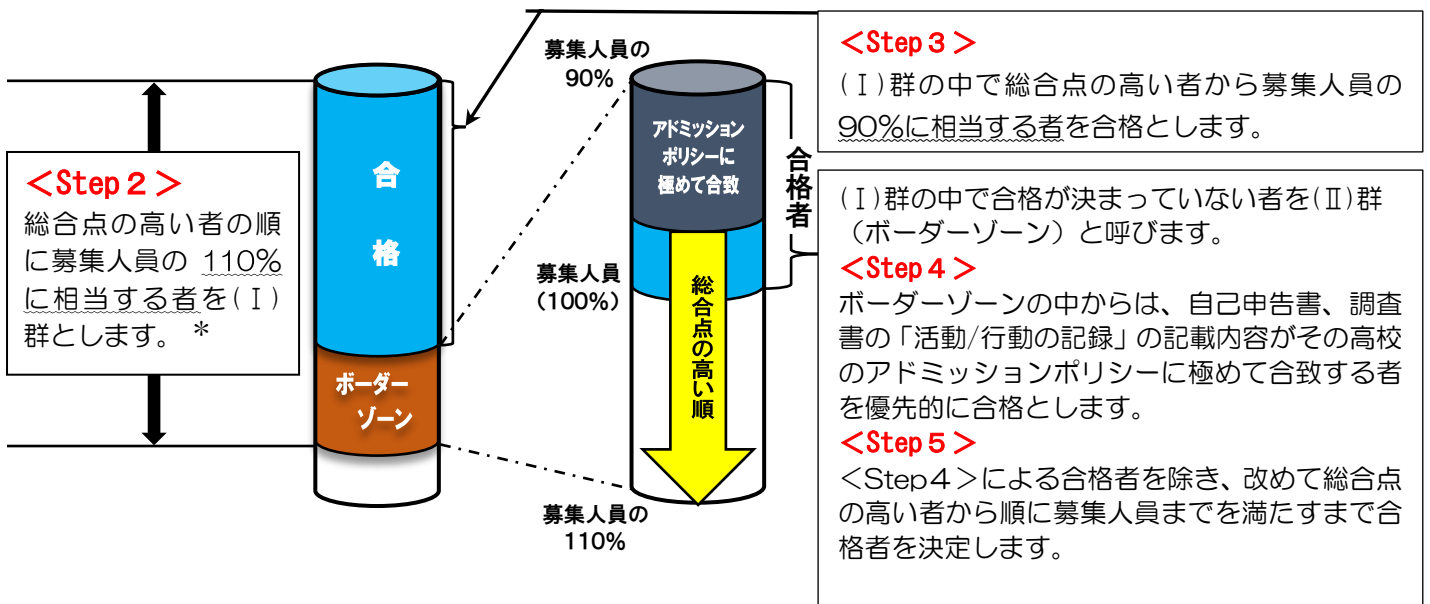
大阪府公立高等学校等ガイドはここをクリック

CLICK

府立高校と私立高校のデータについて知りたい人はここをクリック

○ 一般入学者選抜（全日制の課程：調査書を要しない選抜を除く。）

## 大阪府公立高等学校入学者選抜 合格者決定方法



### 解説 一般選抜全日制の課程 募集人員 240 人の時

調査書点 450 点満点

9 教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語 各 50 点  
(3 学年の評定×6 倍+2 学年の評定×2 倍+1 学年の評定×2 倍)

学力検査点 450 点満点

5 教科：国語、社会、数学、理科、英語 各 90 点

総合点

学力検査点×学力検査比率+調査書点×調査書点比率

\*タイプⅡ(学力検査 6：調査書 4)の場合=学力検査点×1.2+調査書点×0.8

#### Step 2

総合点の高い順に並べる。

1 番～216 番(上位 90%)、217 番～264 番、265 番以下(上位から 110%以下)に分ける

ボーダーゾーン=217 番～264 番

#### Step 3

合格：1 番～216 番、不合格 265 番以下

#### Step 4

ボーダーゾーンの中から点数によらずに合格を決める

#### Step 5

ボーダーゾーンの中で点数によらずに合格を決められない残りを総合点順で合格を決める

(点数によらずに合格を決めることが優先するのが本来のやり方)

※倍率 1.10 倍以下の場合は、上位 90%の合格決定者以外全員がボーダーゾーンに入る

→自己申告書と調査書の文書記述部分が合否判定要素になる

令和3年度大阪府公立高等学校二次入学者選抜志願者数

(注)・※は総合募集であることを示します。

・「市立」は、大阪市立の高等学校です。

全日制の課程普通科			
高等学校名	募集学科	募集人員	志願者数
茨田	普通	132	3
平野	普通	119	1
吹田	普通	3	1
島本	普通	167	9
西寝屋川	普通	2	0
長尾	普通	13	6
枚方津田	普通	5	3
守口東	普通	1	0
門真西	普通	74	2
野崎	普通	54	2
かわち野	普通	93	2
八尾翠翔	普通	37	0
大塚	普通	61	6
懐風館	普通	61	5
藤井寺	普通	7	0
福泉	普通	89	0
美原	普通	90	3
泉鳥取	普通	82	2
東大阪市立日新	普通	17	0
大阪府教育センター附属	普通	9	3

全日制の課程専門学科			
長野	国際文化	41	2
佐野	国際文化	8	1
市立南	英語探究	35	9
摂津	体育	27	3
市立汎愛	武道(スポーツ)	24	1
東住吉	芸能文化	6	1
市立咲くやこの花	演劇	2	0

全日制の課程総合学科			
豊中高等学校能勢分校	総合学	46	3
大正白稜	総合学	101	4
今宮	総合学	6	1
福井	総合学	118	9
八尾北	総合学	3	1
成美	総合学	13	4
伯太	総合学	22	5
東住吉総合	総合学	3	0

\*大阪府立豊中高等学校能勢分校は、府内全域選抜

エンパワメントスクール			
淀川清流	総合学	13	4
成城	総合学	3	0
西成	総合学	26	4
箕面東	総合学	38	5
布施北	総合学	15	3
和泉総合	総合学	4	0
岬	総合学	59	1

通信制の課程			
桃谷	昼間部普通	28	6
	日・夜間部普通	95	0

全日制の課程専門学科			
高等学校名	募集学科	募集人員	志願者数
市立淀商業	商業	14	2
市立住吉商業	商業	29	2
市立鶴見商業	商業	47	4
東大阪市立日新	商業	5	0
	英語	23	0
岸和田市立産業	商業	15	5
	マネジメント創造	10	3
堺市立堺	機械材料創造	2	0
	サイエンス創造	9	1
西野田工科	機械・電気・建築都市工学・工業	※82	2
今宮工科	機械・電気・建築・グラフィック	※36	2
茨木工科	機械・電気・環境化学システム	※28	2
	工学系大学進学専科	21	0
城東工科	機械・電気・メカトロニクス	※72	3
布施工科	機械・電気・建築設備	44	4
藤井寺工科	機械・電気・メカトロニクス	※44	1
佐野工科	機械・電気・産業創造	5	0
	機械・機械電気	※18	1
市立都島工業	建築・都市工学	※13	0
	理数工学	17	3
	機械	40	1
市立生野工業	電子機械	12	0
	電気	15	1
	機械	3	0
市立泉尾工業	工業化学	27	0
	セラミック	19	1
	機械工学	18	1
市立東淀工業	電気工学	33	0
	理工学	28	0

定時制の課程			
大手前	普通	30	0
桃谷	普通	43	0
桜塚	普通	37	5
春日丘	普通	59	3
寝屋川	普通	47	1
布施	普通	27	3
三国丘	普通	60	1
市立都島第二工業	普通	39	1
	機械・電気・建築・都市工学	※73	0
岸和田市立産業	商業	23	0
堺市立堺	マネジメント創造	34	0
	機械自動車創造・建築創造	※70	3
市立第二工芸	インテリア・クラフト・デザイン	※85	0
西野田工科	総合学	32	1
今宮工科	総合学	31	0
茨木工科	総合学	34	1
藤井寺工科	総合学	21	9
堺工科	総合学	25	4
佐野工科	総合学	66	3
成城	総合学	26	2
和泉総合	総合学	31	3

多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部並びに昼夜間単位制			
大阪わかば	普通(Ⅰ部)	26	1
	普通(Ⅱ部)	24	0
市立中央	普通	15	3
	ビジネス	49	2

# 令和3年度 大阪府公立高等学校 入学者選抜配慮要項

## ＜別表1＞教育委員会の審査が必要な配慮事項

### I 障がいのある生徒に対する配慮（様式501～503による申請）

種類	対象者	内容	受験室
1 学力検査時間の延長	(1)点字による教育を受けている者 (2)強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 (3)体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 (4)両上肢機能の障がいがある者 (5)その他、障がい等の状況により、学力検査時間の延長を必要とする者	(1)各検査教科等に規定した学力検査時間の1.5倍 (2)(3)(4)(5)各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍	別室
2 代筆解答	障がいの状況により、筆記することが不可能又は困難な者	(1)代筆解答のみ (2)代筆解答及び学力検査時間の延長(約1.3倍)	別室
	上記「代筆解答」を認められた者及び点字による受験が認められた者で、自己申告書の代筆を必要とする者	自己申告書の代筆	—
3 介助者の配置	障がいの状況により、受験に際して介助を必要とする者	(1)介助のみ (2)介助及び学力検査時間の延長(約1.3倍) ＜注＞介助の内容については、別途、中学校と府教育委員会と協議する。 なお、介助者の配置は、検査室内に原則として中学校教諭を1名とする。	別室
4 問題用紙等の変更	(1)点字による教育を受けている者 (2)障がい等の状況により、通常の問題用紙等による解答が困難な者	(1)点字による問題用紙等の使用 (2)拡大した問題用紙等（原則B4判）の使用	原則として別室
5 英語リスニングテストの筆答テストによる代替	原則として、両耳の聴力レベル(裸耳)が30デシベル以上の者で、補聴器を使用しても語音が明瞭に聞き取れない者	筆答テストによる代替	リスニングテストのみ別室
6 物品の持込み	学力検査の実施にあたって、実施細目により必ず携行するもの又は携行してもよいものと定めたもの以外の物品の持込みを必要とする者	物品の持込み	原則として別室

## ＜別表2＞高等学校長の判断による配慮事項（様式511などによる申請）

種類	対象者	内容	様式
1 個人面接	次の(1)又は(2)の選抜を志願し、特別の事情により個人面接を必要とする者 (1)特別選抜全日制総合学科(エンパワメントスクール) (2)特別選抜多部制単位制I・II部(クリエイティブスクール)及び昼夜間単位制	個人面接	
2 別室	障がいの状況や病気等により所定の検査室において受験できない者(教育委員会の審査が必要な配慮事項に申請する者を除く。)	(1)別室による受験 (2)休憩時間の延長 (1)の別室受験を認めた者で、特に必要と認められる者について、休憩時間を延長することも差し支えないが、あらかじめ設定された検査時間の変更や延長は行わない。休憩時間の延長を行う場合は高等学校長は高等学校を所管する教育委員会に連絡すること。	様式511
3 座席の変更	障がい等の状況により座席の変更等を必要とする者	座席の変更	—
4 補聴器等の使用	補聴器等の使用を必要とする者	補聴器等の使用	—

# 令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜配慮要項 解説と注意

配慮事項申請の手続きは3種類に分かれる。

1. 教育庁の審査が必要な配慮事項<別表1>
2. 帰国生等に対する配慮事項<別表1>(左(9ページ)の表では省略している)
3. 高等学校長の判断による配慮事項<別表2>

別表1の、様式501などによる申請書を市町村教育委員会が府教委に提出する期限は2020年11月30日(月)

別表2の、様式511による「個人面接や別室」の配慮希望を高校に提出する期限は、特別選抜2021(R3)年2月3日(水)、一般選抜2021(R3)年2月17日(水)

※提出日を過ぎた場合、別表1・別表2共に「別途の申請」はできる。

配慮が承認された人の受験希望校提出締切

特別選抜2021(R3)年1月20日(水)、一般選抜2021(R3)年2月2日(火)

※受験希望校提出以後は受験希望校変更届を提出できる

☆「配慮要項」を希望する人は必要な部分のプリントアウトを中学校に依頼しよう。

代筆解答による受験(p14-p15) 介助者の配置(p15) 代読による介助(p16-p17)

参考 代筆者および介助者(代読者)の配置例(別室)(p18)

☆入力後の結果(プリントアウトしたもの)を必ずもらおう。

- ・別表1の配慮を希望する中学3年生は、8月または9月始めに「様式501」のプリントアウトを依頼し、できるだけ早く先生と相談して記入内容を決めよう。
- ・電子申請のプリントアウトは少しばかりの操作技術が必要。担当者によってはプリントできないまたは不十分なプリントしかできない可能性がある。

## 配慮事項の一覧表に問題有り！

一覧表にはパソコンの「パ」の字もない。(中学校は、「一覧表に書いていないものはダメ」と判断しやすい)一覧表を見る限り、許可される配慮は次のものに限定されているように思える。

学力検査時間の延長・点字受験・代筆解答・介助者の配置・拡大問題用紙・別室受験・本人のみに必要な特別な物品の持込

一覧表に書いていなくても大丈夫。(以下、実際に行われた受験上の配慮のほんの一部)

解答欄が別用紙の場合書きにくいので、問題用紙の中に解答欄がある「特別問題用紙」を使用

あらかじめ用意された「文字盤」上の文字を本人が指示し、第三者が記録

アイコンタクトによる意思表示から解答を導く

生徒の発音が母親にしか聞き取れないことを認め、代読・保護者通訳・代筆

中学校・市町村教育委員会は、何をすればその生徒のための(公平な)選抜になるかの視点を！

「受験上の配慮」は申請しなければ始まらない。まず申請。

配慮一覧表は単なる参考。

普段の授業と「中学校での試験実態」が大きな影響を与える。

中学校の授業・テストを「こんな形で受けている、受験でも同じように」という希望は通りやすい。

一度出された「不可」を変えることも可能。そのためにも3年生9月から申請手続の開始を。

令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査等

## 配 慮 事 項 申 請 書

1 申請者		
ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日生
中学校等		年月

2 出願を予定する選抜	
	特別入学者選抜／能勢分校選抜／帰国生選抜／日本語指導が必要な生徒選抜
	一般入学者選抜

3 学力検査において希望する配慮（入力様式は「3 障害の種類や程度」。項目も大きく異なる）		
学力検査時間に関する配慮		<p><b>A4 に収まり、申請概要が分かるように作成した表。</b>  <b>「本物」はエクセル入力表。</b>  <b>「本物」よりも項目は少なくなっている。</b></p> <p>「本物」はプルダウンメニューや入力上の注意などがある。（以下は一例）  「学力検査問題等用紙に関する配慮」で「学力検査問題等の拡大」を選択した場合、拡大の方法をプルダウンにより○を選択して入力してください。A4をB4の大きさに拡大する以上の拡大が必要な場合には「その他」を選択し、内容を具体的に入力してください。</p>
検査室に関する配慮		
代筆解答による受験		
問題等の代読による受験		
リスニングテストの筆答テストによる代替		
点字		
問題・解答欄同一用紙		
問題用紙等に関する配慮		
リスニングテストにおける音声聴取の方法		
持参して使用するものに関する配慮		
自己申告書の代筆		
介助者の配置		
その他必要な配慮		

介助者		
介助者に当たる者の氏名（中学校教諭）		申請者との関係
意思伝達の方法（入力様式にあるので挿入した）		

4 生活上必要な配慮（身体等の介助、医療的ケア、トイレ等介助など）

※この申請は、大阪府公立高等学校入学者選抜を実施する大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、堺市教育委員会、東大阪市教育委員会及び岸和田市教育委員会によって審査します。

この申請に係って提出された個人情報は、上記教育委員会及び志願先高等学校間で取扱い、審査及び選抜の実施以外の目的で使用することはありません。



# 公立学校ガイドより

大阪府ホーム>教育・学校・青少年>公立高等学校>中学生のみなさんへ

>大阪府公立高等学校等ガイド等はここをクリック

>令和3年度版大阪府公立高等学校等ガイド [PDF ファイル/3.36MB] (全24ページ)

[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14106/00104617/R2\\_kouritukoutougaido.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14106/00104617/R2_kouritukoutougaido.pdf)

全・定：全日制課程と定時制課程・・・入試は全く異なる別の高校(通・定は通信制と定時制)

大阪市立の高校は都島工業高校(全日制)・都島第二工業高校(定時制)と校名を区別する

黒丸白番号は、大阪市立・堺市立・東大阪市立・岸和田市立、大阪府立大学工業高等専門学校

## 旧1区

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 東淀川高校     | ⑳ 吹田高校        |
| ② 東淀工業高校    | ㉑ 吹田東高校       |
| ③ 北野高校      | ㉒ 山田高校        |
| ④ 柴島高校      | ㉓ 千里高校        |
| ⑤ 淀川清流高校    | ㉔ 芥川高校        |
| ⑥ 淀商業高校     | ㉕ 阿武野高校       |
| ⑦ 扇町総合高校    | ㉖ 大冠高校        |
| ⑧ 桜塚高校(全・定) | ㉗ 高槻北高校       |
| ⑨ 豊島高校      | ㉘ 三島高校        |
| ⑩ 刀根山高校     | ㉙ 槻の木高校       |
| ⑪ 豊中高校      | ㉚ 茨木西高校       |
| ⑫ 千里青雲高校    | ㉛ 春日丘高校(全・定)  |
| ⑬ 池田高校      | ㉜ 北摂つばさ高校     |
| ⑭ 渋谷高校      | ㉝ 茨木工科高校(全・定) |
| ⑮ 園芸高校      | ㉞ 茨木高校        |
| ⑯ 箕面高校      | ㉟ 福井高校        |
| ⑰ 箕面東高校     | ㊱ 摂津高校        |
| ⑱ 豊中高校能勢分校  | ㊲ 島本高校        |
| ㊳ 北千里高校     |               |

## 旧2区

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ㊸ 中央高校(昼夜間)       | ㊿ 芦間高校           |
| ㊹ 大手前高校(全・定)      | ㊻ 香里丘高校          |
| ㊺ 旭高校             | ㊼ 長尾高校           |
| ㊻ 淀川工科高校          | ㊽ 枚方高校           |
| ㊼ 東高校             | ㊾ 枚方津田高校         |
| ㊽ 桜宮高校            | ㊿ 枚方なぎさ高校        |
| ㊾ 都島工業高校、都島第二工業高校 | ㊽ 枚野高校           |
| ㊿ 成城高校(全・定)       | ㊾ 大阪市立高校         |
| ㊽ 茨田高校            | ㊿ 北かわち阜が丘高校      |
| ㊾ 汎愛高校            | ㊽ 西寝屋川高校         |
| ㊿ 鶴見商業高校          | ㊽ 寝屋川高校(全・定)     |
| ㊽ 西野田工科高校(全・定)    | ㊾ 大阪府立大学工業高等専門学校 |
| ㊿ 咲くやこの花高校        | ㊽ 野崎高校           |
| ㊽ 西高校             | ㊿ 緑風冠高校          |
| ㊾ 港高校             | ㊽ 門真西高校          |
| ㊿ 市岡高校            | ㊽ 門真なみはや高校       |
| ㊽ 泉尾工業高校          | ㊿ 四條畷高校          |
| ㊾ 大正白稜高校          | ㊽ 交野高校           |
| ㊿ 守口東高校           |                  |

## 旧3区

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ㊽ 南高校            | ㊿ 山本高校         |
| ㊾ 清水谷高校          | ㊽ 八尾北高校        |
| ㊿ 夕陽丘高校          | ㊾ かわち野高校       |
| ㊽ 大阪ビジネスフロンティア高校 | ㊿ 花園高校         |
| ㊾ 高津高校           | ㊽ 布施高校(全・定)    |
| ㊿ 今宮高校           | ㊾ みどり清朋高校      |
| ㊽ 桃谷高校(通・定)      | ㊿ 日新高校         |
| ㊾ 生野工業高校         | ㊽ 城東工科高校       |
| ㊿ 大阪わかば高校(Ⅰ・Ⅱ部)  | ㊾ 布施工科高校       |
| ㊽ 今宮工科高校(全・定)    | ㊿ 枚岡樟風高校       |
| ㊾ 西成高校           | ㊽ 布施北高校        |
| ㊿ 阿倍野高校          | ㊾ 河南高校         |
| ㊽ 工芸高校、第二工芸高校    | ㊿ 金剛高校         |
| ㊾ 住吉高校           | ㊽ 富田林高校        |
| ㊿ 天王寺高校          | ㊾ 長野高校         |
| ㊽ 東住吉高校          | ㊿ 大塚高校         |
| ㊾ 平野高校           | ㊽ 生野高校         |
| ㊿ 東住吉総合高校        | ㊾ 松原高校         |
| ㊽ 長吉高校           | ㊿ 懐風館高校        |
| ㊾ 住吉商業高校         | ㊽ 藤井寺高校        |
| ㊿ 水都国際高校         | ㊾ 藤井寺工科高校(全・定) |
| ㊽ 港南造形高校         | ㊿ 狭山高校         |
| ㊾ 阪南高校           | ㊽ 美原高校         |
| ㊿ 教育センター附属高校     | ㊾ 農芸高校         |
| ㊽ 八尾高校           |                |
| ㊾ 八尾翠翔高校         |                |

## 旧4区

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ㊽ 金岡高校        | ㊿ 産業高校(全・定)   |
| ㊾ 堺上高校        | ㊽ 岸和田高校       |
| ㊿ 堺西高校        | ㊾ 貝塚南高校       |
| ㊽ 泉陽高校        | ㊿ 貝塚高校        |
| ㊾ 登美丘高校       | ㊽ 佐野高校        |
| ㊿ 東百舌鳥高校      | ㊾ 日根野高校       |
| ㊽ 福泉高校        | ㊿ 佐野工科高校(全・定) |
| ㊾ 鳳高校         | ㊽ りんくう翔南高校    |
| ㊿ 堺高校(全・定)    | ㊾ 泉鳥取高校       |
| ㊽ 堺工科高校(全・定)  | ㊿ 岬高校         |
| ㊾ 泉北高校        |               |
| ㊿ 三国丘高校(全・定)  |               |
| ㊽ 堺東高校        |               |
| ㊾ 成美高校        |               |
| ㊿ 泉大津高校       |               |
| ㊽ 信太高校        |               |
| ㊾ 伯太高校        |               |
| ㊿ 和泉総合高校(全・定) |               |
| ㊽ 高石高校        |               |
| ㊾ 和泉高校        |               |
| ㊿ 久米田高校       |               |



# 公立学校ガイドより

## 大阪府公立高等学校の概要

### 昼間の高校 全日制

<b>普通科の高校</b>	<p>共通教科を幅広く学び、広い知識と教養、柔軟な思考力を養います。それぞれの学校が特色を出し、魅力あるスクールカラーをつくっています。専門コース（理数・英語・芸術・体育・保育・コミュニケーションなど）を設けている高校もあります。</p> <p>【共通教科：国語・地理歴史・公民・数学・理科・保健体育・芸術・外国語・家庭・情報】</p>
<b>普通科単位制の高校</b>	<p>多様な科目から選択し学習できます。少人数授業や習熟度別授業など、学習しやすいしくみを取り入れています。</p>
<b>専門学科の高校</b>	<p>専門教科・科目を中心に学びます。専門学科のみを設置する高校のほか、専門学科と普通科の両方を設置する高校があります。専門分野に関する基礎知識を学び、資格取得をめざす学習や探究的な学習を行います。</p> <p>【専門学科：商業に関する学科・グローバルビジネス・農業に関する学科・工業に関する学科・教育情報・英語・国際教養・国際文化・グローバル・グローバル探究・英語探究・美術・体育に関する学科・理数・総合科学・サイエンス創造・文理・芸能文化・演劇・音楽・福祉ボランティア・食物文化】</p>
<b>総合学科の高校</b>	<p>共通教科と専門教科の両方にわたって、多くの選択科目があります。選択科目には、総合選択科目と自由選択科目があり、興味・関心や進路希望にあわせて選択し学びます。総合選択科目は、専門性によって関連する科目ごとに「系列」を設けていますが、複数の「系列」から選択して学習することができます。</p>
<b>エンパワメント スクール</b>	<p>自分の理解度に応じて基礎・基本から専門的な内容まで、「わかる喜び」を感じながら学べる高校です。また、グループワーク形式や体験型の授業が多くあり、進路に役立つ学習ができます。</p>

### 昼間の高校 クリエイティブスクール

<b>全日制総合学科 の高校</b>	<p>入学後に1～8限の中から1日6時間の授業を選びます。学ぶ内容については、総合学科の高校の欄を参考にしてください。</p>
<b>多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 普通科の高校</b>	<p>Ⅰ部（午前）、Ⅱ部（午後）の中から入学者選抜時に学ぶ時間帯を選ぶことができ、3年または4年で卒業します。学ぶ内容については普通科の高校の欄を参考にしてください。</p>

※クリエイティブスクールとは、学ぶ時間帯が選べ、魅力ある多様な選択科目がある学校です。

### 昼夜間の高校

<b>昼夜間単位制 の高校</b>	<p>合格後に昼間と夜間とのどちらを中心として学ぶかを選びます。1限（10:50開始）～10限（21:05終了）の中から、自分の希望する時間帯で学習できます。</p>
-----------------------	---

### 夜間の高校

<b>夜間定時制の高校</b>	<p>普通科・総合学科・工業科・商業科の高校があります。4年で卒業しますが、科目の選択によっては、3年で卒業できる制度を設けています。</p>
-----------------	---

### 通信制の高校

<b>通信制（普通科） の高校</b>	<p>週に2～3回登校して受けるスクーリング（面接授業）やレポートの添削指導を受けながら学習します。</p>
-------------------------	--

## 学力検査問題の種類並びに倍率のタイプ

令和 3 年度大阪府公立高等学校等アドミッションポリシー(求める生徒像)並びに学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ【課程等別、学科別】について

＜大阪府 HP 公立高等学校等入学者選抜＞(中学生のみなさんへ)府立高校の入学者選抜 と同じページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/gakuji-g3/index.html>

一般選抜国・数・英問題の種類：【A】基礎的問題 【B】標準的問題 【C】発展的問題

一般選抜倍率のタイプ(入試点数：調査書点数)

ほとんどがⅠ・Ⅱ・Ⅲ指定。たまにⅣ指定があり、Ⅴ指定はゼロ。

【Ⅰ】7:3(630点：270点) 【Ⅱ】6:4(540点：360点) 【Ⅲ】5:5(450点：450点)

【Ⅳ】4:6(360点：540点) 【Ⅴ】3:7(270点：630点)

一般選抜全日制：試験=90点×5科目=450点 調査書(5段階)=50点×9科目=450点 合計900点満点

＜1＞倍率タイプⅠの高校

3科目ともC：豊中 千里 春日丘 茨木 四条畷 北野 大手前 高津 天王寺 生野 八尾  
泉陽 三国丘 鳳 和泉 岸和田

国C・数B・英C：池田 千里 夕陽丘 住吉 富田林

国C・数C・英B：三島

国C・数B・英B：市岡 今宮 佐野

3科目ともB：刀根山 箕面 桜塚 千里星雲 山田 槻の木 牧野 枚方 香里丘  
大阪市立 寝屋川 市立東 市立南 東住吉 阿倍野 布施 河南  
堺東 金岡 登美丘 東百舌鳥 狭山 高石 日根野 久米田  
市立水都国際(特別選抜)

＜2＞3科目ともB：多くの高校

＜3＞3科目ともA

特別選抜：エンパワメントスクール全校(倍率タイプⅢ) 大阪市立中央(倍率Ⅱ) 大阪わかば(倍率Ⅲ)

一般選抜：全ての定時制高校

野崎 茨田 市立淀商 平野 布施 藤井寺 かわち野 美原 信太 佐野

茨木工科 城東工科 西野田工科 市立泉尾工業 市立東淀川工業 市立生野工業

＜1＞＜2＞＜3＞以外の高校

学校名	学科名		学力検査問題の種類			倍率タイプ
	普通科系	専門学科	国語	数学	英語	
旭	普通科	国際教養科	C	B	B	Ⅱ
清水谷	普通科		C	B	C	Ⅱ
島本	普通科		B	A	A	Ⅱ
福泉	普通科		B	A	A	Ⅳ
堺上	普通科		B	B	A	Ⅲ
泉鳥取	普通科		B	A	A	Ⅳ
大正白稜	総合学科		B	A	A	Ⅲ
福井	総合学科		B	A	A	Ⅳ
枚岡樟風	総合学科		B	A	A	Ⅳ
成美	総合学科		B	A	A	Ⅲ
伯太	総合学科		B	A	A	Ⅲ
貝塚	総合学科		B	A	B	Ⅱ
市立住吉商業		商業科	B	A	A	Ⅳ
市立鶴見商業		商業科	B	A	B	Ⅳ
市立大阪ビジネスフロンティア		グローバルビジネス科	B	B	C	Ⅲ
園芸		フラワーファクトリ科 環境緑化科 バイオサイエンス科	B	A	A	Ⅳ
今宮工科		工業(総合募集の専科) 工業(工学系大学進学専科)	B	A	A	Ⅱ

**アドミッションポリシー**……学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したもので、受験生が自己申告書を作成する際に参照するもの。(全高校の「アドミッションポリシー」が公表されている)

アドミッションポリシー	
岬	<p>本校では、授業内容や教室環境等のユニバーサルデザイン化がすすめられ、多様な生徒が共に学んでいます。その中で、豊かな自然環境を活用した体験的な授業を設けるなどし、発信力やコミュニケーション力のある、社会に求められる人材の育成を目標に掲げています。本校の特色を理解し、努力を惜しまない生徒を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 熱意を持って高校生活に取り組みたいと思っている生徒</li> <li>2) 基本的な生活習慣が確立している生徒や、高校入学を機にこれまでの生活習慣や学習に臨む姿勢を見直し、コツコツと基礎・基本を身につけたいと思っている生徒</li> <li>3) 将来の夢や就きたい仕事について考え、それを実現するために努力できる生徒</li> </ol>
和泉総合	<p>本校は、就職や進学で必要となる基礎的な学力と教養を育成することにより、生徒が将来の夢を持ち、社会で活躍できるチカラを身につけることを目標としています。また社会のルールやマナーを守る意志、自己と他者の違いを認める感性、他者と共感できるコミュニケーション力などを育みます。本校の特色を理解し、自分の可能性を伸ばそうとする次の生徒を求めています</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 欠席・遅刻をせず学校生活を充実させ、授業を大切にしている生徒</li> <li>2) クラブや地域活動などの課外活動にも積極的に参加する生徒</li> <li>3) 自分も他者も大切に思いやりを持つ生徒</li> <li>4) 将来の夢を考え何事にも最後まであきらめない生徒</li> </ol>
布施北	<p>本校の特長は、すべての面できめ細やかで丁寧な指導を行うことです。地域と連携した人権教育とキャリア教育に長い歴史を持っています。日々の授業では基礎学力の定着を図り、検定試験・資格試験合格をめざした学習や、就職・進学に向けた取り組みも行います。また、エンパワメントタイムや職業体験実習といった参加型授業を通して、社会人として必要とされる規範意識やコミュニケーション能力を養い、将来、「社会と調和して生きる」ことのできる生徒を育てます。本校の特色を理解し、困難なことや辛いことにも簡単にあきらめず、新しいことにも積極的にチャレンジしようとする生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 意欲的に高校生活に取り組み、基本的な生活習慣を身につけたい生徒</li> <li>2) 日々の学習に前向きに取り組み、基礎学力の定着を図りたい生徒</li> <li>3) 職業体験実習に積極的に参加し、社会で必要とされる実践力を身につけたい生徒</li> <li>4) 高校生活を通して目標を定め、進路実現に向けて努力を惜しまない生徒</li> </ol>
長吉	<p>本校は、規律と自主性を重んじ、いじめを許さない安心して過ごせる学校づくりを進めています。</p> <p>また、社会人として必要な「基礎学力」「考える力」「生き抜く力」を身に付けるために、学びなおしの徹底と「わかる授業」を通じて、自尊感情を高め、他者とつながり、社会で生きる力を育みます。さらに、国際理解教育を推進し大阪のモデルとなるような多文化共生の学校づくりをめざします。</p> <p>本校の特色を理解し、自分の可能性を伸ばそうとする生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) まじめにコツコツと努力し基礎学力を身に付けたい生徒</li> <li>2) 学校行事や部活動、ボランティア活動に参加する意欲があり思いやりの心を育みたい生徒</li> <li>3) ルールを守り、規則正しい生活を送ることができる生徒</li> <li>4) 自分の進路実現のために高校生活を前向きに取り組む生徒</li> </ol>
西成	<p>本校は、障がいのある生徒をはじめ、外国にルーツのある生徒や、様々な立場にある生徒たちが互いに励ましあいながら学んでいます。そして、互いのちがいを認め合い、相手を尊重する気持ちを大切にし、また、エンパワメントスクールで学んでよかったと感じてもらえるような高校をめざしています。</p> <p>本校の教育目標は、①生活的自立、②社会的自立、③職業的自立の3つの自立をめざし、地域社会で活躍する社会人を育てることです。</p> <p>本校の特色を理解したうえで、次のような生徒を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 日々の学習や学校生活にいっしょけんめい取り組む生徒</li> <li>2) 苦手なことにも積極的にチャレンジし、高校生活を充実させたいと思っている生徒</li> <li>3) 自分を見つめ、将来、地域や社会で役立ちたいと思っている生徒</li> </ol>
成城	<p>本校は、高い規範意識と社会貢献意識を持ち、各分野のリーダーとして活躍できる生徒の育成をめざしています。このため習熟度別・モジュール授業や少人数で行う系列授業を生かして、個々の学力の伸長と、数多くの検定試験合格・資格取得を推進しています。</p> <p>本校において、学業を中心として学校行事や部活動を含む充実した学校生活を送り、将来の夢と希望実現のためにあきらめることなく、粘り強く努力できる生徒を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基礎基本の学習活動に真剣に取り組み、発展的学力を身につけ、自らの進路実現と社会貢献できる人材となるために、努力を惜しまない生徒</li> <li>2) 種々の検定試験・資格試験に果敢に挑戦し、将来専門的な職業に就き、その道のスペシャリストになりたいと真剣に考えている生徒</li> <li>3) 学校行事や部活動に積極的に取り組み、学校生活を大切にする姿勢を持つ生徒</li> <li>4) 毅然とした生徒指導といじめを許さない指導に共感し、自分と他者を大切にできる生徒</li> </ol>
淀川清流	<p>本校は、きめ細かい指導で生徒に寄り添い、生徒の自主性を大切にするとともに、思いやりの心や人権尊重の精神等、豊かな人間性を育む教育を実践します。また、ユネスコスクールとしての活動や2年次からの各系列の専門科目等で、生徒の自己実現を支援します。本校の特色を理解し、本校志望の意志が強く、自分の可能性を伸ばそうと努力する生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基礎的な学習から学び直し、進路をきりひらく力を身につけたい生徒</li> <li>2) 部活動や生徒会活動、学校行事などに積極的に取り組みたい生徒</li> <li>3) 国際交流やボランティア活動に取り組み、夢に向かってチャレンジしたい生徒</li> <li>4) 他人に対して思いやりの心を持って接することができる生徒</li> <li>5) 時間やきまりを守り、けじめをつけて高校生活をおくりたい生徒</li> </ol>
箕面東	<p>本校は、生徒一人ひとりを大切にする教育の実践を通して、社会人として必要な資質・能力を身につけ、社会に貢献できる人材を育成することをめざしています。特に、モジュール授業で「基礎学力」の定着を図り、エンパワメントタイムで、「思考力」と「コミュニケーション能力」等の社会人基礎力を育みます。本校の特色を理解し、自己実現のために努力を惜しまない生徒を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) チャレンジ精神にあふれる生徒</li> <li>2) 自分の力を人や社会のために役立てる気持ちの強い生徒</li> <li>3) 規律を守り、学校生活を充実させたい生徒</li> </ol>

# 高校て何？—制度から分類した高校の種類

## 高等学校(高校)

公立高校・私立高校

全日制課程・定時制課程・昼間定時制・通信制課程

## 通信制・単位制高校

公立高校通信制＝桃谷高校のみ

私立高校通信制＝八洲学園高校・長尾谷高校・向陽台高校・秋桜高校など

毎日通う、1年に1週間程度の集中スクーリングに通うなど通学形態はいろいろ。

中3生対象の「入試」がある。(主に2月～3月、複数回)

中卒生対象の「編入学試験」が年間を通してある。

高校生対象の「転入学試験」、高校中退生対象の「編入学試験」が年間を通してある。

※大阪では私学→公立の転入は可能 ※公立全日制→公立定時制の転入もある

## 高等専修学校：中卒が受験資格

学校の正式名称は△△高等専修学校とか○○専門学校高等課程となる。

全日制高校と同じように登下校し、教室で一斉授業を受けるタイプが多い。

「高校ではない」が、大多数の高等専修学校は単位制通信制高校と連携(技能連携校)し高卒資格を取るようになっている。

## 専門学校：高卒が受験資格 専門学校が高等課程を併設する例も結構ある。

ややこしい例1

中央学園専門学校

→→中央学園専門学校(保育科、ファッションクリエイター科、普通科)は、高等課程としての中央学園高等専修学校を併設。

ややこしい例2

大阪 YMCA 国際専門学校(大阪市西区土佐堀)

専門課程 国際ビジネス学科・国際ホテル学科

高等課程 表現・コミュニケーション学科

大阪 YMCA サポートクラス

YMCA 学院高校(大阪市天王寺区南河堀町)

通信制・単位制高校

入試：1次(2/20)～5次(3/25)

大阪 YMCA 予備校(大阪市西区土佐堀・大阪市天王寺区南河堀町)

## 高校一年生の学費

どの高校も制服代は購入品目によって一人一人の代金が大きく異なる。教科書代も選択科目によって代金異なる。

園芸は教科書代のみ計上（制服代 男：37310～ 女：36970～）

大阪学院大学 制服代8万円以上、教科書代は「その他」に入っている？

		入学時納入・支払い金（入学後の分割払いも含む）				入学後納入金						
		入学金	授業料	その他	合計	教科書 制服等	諸費	その他	生徒会	PTA	修学旅行	
私立	藍野	200000	550000	150000	900000	約 160000	80000				150000	
	上宮太子	220000	424000		644000	約 85000	120000	20000			320000	
	大阪産業 大学附属	普通科	200000	540000		740000	約 150000	100000	45000	4000		159000
		国際科	200000	540000		740000	約 150000	180000	45000	4000		223000
	大阪学院大学	スポーツ科学	240000	594000	304000	1138000	約 110000	17400	36000			84000
国際		240000	594000	257400	1111400							

公立	山本	5650	118800	1930	126380	約 102215	36600	800	1700	4000	75000	
	松原	普通科	5650	118800	1930	126380		23000		2500	3900	70000
		総合学科	5650	118800	1930	126380		27800		2500	4000	99000
	北摂つばさ	普通科専門コース	5650	118800	1930	126380						
		フラワーファクトリ	5650	118800	1930	126380	15379					
環境緑化		5650	118800	1930	126380	17855						
園芸	バイオサイエンス	5650	118800	1930	126380	15186	26000	3220	1700	4000	80000	

上宮太子独自の費用(年額)

徒歩・自転車 13200  
雨天時通学バス 31200  
通学バス1 93600  
通学バス2 128400  
通学バス3 152400

※1, 2, 3は路線による

園芸独自の費用

(入学時購入、体操服含む)

左利き用花ばさみ¥2040  
耐油長靴¥2940 などなど

フラワーファクトリ¥36610  
環境緑化¥40220  
バイオサイエンス¥39130

維新の「高校無償化デマ宣伝」に惑わされるな！

産大付属普通科を例にとる。授業料・諸費等3分割払いとする。

授業料は1回18万円。2回目支払いは7月。

3月に必要な費用は20万円+18万円+15万円=53万円。

3月から1学期末まで(8月以前)に払い費用はざっと81万円。

10月によりやく所得に応じて授業料のみ返還される。

3月から8月までの間にざっと80万円を支払う資力が私学に必要な。

私学無償はデマである！

# 障がいのある子どものより良い就学に向けて

## 〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉

大阪府教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課  
平成 26 年 3 月発行

## 2. 市町村教育委員会における就学相談・支援の在り方

### 〈ポイント〉

- 1 地域の小・中学校で受け入れるという意識をもって、就学相談・支援をスタートする。
- 2 本人・保護者の思いをしっかり受け止め、信頼関係を築きながら就学相談・支援を進める。
- 3 就学移行期の「個別の教育支援計画」の作成・活用を通じ、合理的配慮の提供等について保護者との共通認識を醸成する。
- 4 地域の小・中学校への就学に向けての適正な情報提供と学校見学・体験入学の充実を図る。
- 5 発達の種類、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先を変更できることを関係者の共通理解とする
- 6 就学後も定期的な教育相談や「個別の教育支援計画」の見直しを行う等、フォローアップ

国は、今般、就学先の決定の仕組みを改める等の学校教育法施行令の一部を改正し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて大きく動き出しました。これまで、本施行令第 22 条の 3 に該当する者は特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として地域の小・中学校への就学を可能としてきた現行規定を改め、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な観点から市町村教育委員会が判断していく仕組みになりました。（資料編 文部科学省資料参照）

大阪府では、これまでもすべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に支援教育をすすめ、就学相談・支援においても、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、本人・保護者の意向を最大限に尊重した就学相談・支援の充実を図ってきましたが、今回の「学校教育法施行令」の改正を踏まえ、障がいのある児童生徒の就学相談・支援において市町村教育委員会は、障がいの程度に関わらず、地域の小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識を持って、就学相談・支援を進めていく必要があります。

### ※3 〈本人・保護者との出会い〉

保護者は、市町村教育委員会に自分の子どもを進んで受け入れようとする姿勢が見られないと、心を開いて相談することはできない。障がいのある幼児・児童・生徒の就学相談は、障がいの程度に関わらず、地域の学校からスタートし、地域で受け入れるという姿勢のもと、保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に傾聴し、共感的理解に努める必要がある。

この姿勢は、学校の管理職や教職員も同様となる。市町村教育委員会の姿勢と学校の姿勢に違いがあったり、違った情報提供を行うと、保護者は不安になり、学校への信頼をも失くしてしまうことに留意する必要がある。

## ※9 <合理的配慮の検討、決定>

- 市町村教育委員会や学校は、地域の学校で受け入れるという意識を持って、合理的配慮の検討を行う必要がある。  
「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- 合理的配慮の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなっているが、体制面や財政面ばかりが前面に出ると、保護者は就学を拒否されたと感じてしまうことに十分留意する必要がある。

## ※10 <就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢>

- 大阪府がこれまでも大切に進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させ、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場でともに学ぶことをめざし、就学先決定を行うことが大切である。

Q 施行令第22条の3の就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」として、支援学校への就学が認められないのですか。

A 支援学校に就学できる児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3の就学基準に該当する障がいの程度であることが前提となりました。よって、就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」とすることはできません。

ただし、就学基準に該当するかどうかの判断が難しいケースもあることから、市町村教育委員会は、本人の障がいの状況を十分に把握することが必要です。基本は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、必要な支援の内容や本人・保護者の意向を受けとめた上で、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定していくこととなります。

Q 保護者から、就学先での具体的な支援や配慮について、すぐに対応できないような要望が出てきた場合、できないことは「できない」とはっきりと伝えてもよいでしょうか。

A 「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」という新たな概念が提唱され、「合理的配慮」の不提供は、障がいを理由とする差別に含まれるとされています。「障害者差別解消法」では、「合理的配慮」の提供を、国・地方公共団体の法的義務と規定しています。

学校での「合理的配慮」については、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面をも勘案し、必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなど、保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくことが大切です。

財政上、すぐに提供できない事情がある場合でも、「今、できることは何か」、「どんな工夫ができるか」といったことを、保護者には肯定的に伝え、共通理解を図っていきましょう。

### 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、すべての学校において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。

ア 「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

イ すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

### ＜就学相談・支援の充実＞

ア 就学相談・支援に当たっては、合理的配慮の観点の踏まえ、幼児・児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、早い時期から就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。

イ 通常の学級や通級による指導、支援学級等の多様な学びの場の充実を図るとともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先決定に向けた取組みの充実を図ること。

ウ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

### ＜合理的配慮についての適切な対応＞

ア 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう指導すること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。

イ 合理的配慮の検討・決定に当たっては、幼児・児童・生徒の発達段階や合理的配慮の観点を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう指導すること。

## 令和2年度 **府立学校に対する指示事項**

### 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校においてさらに推進することが必要である。

ア 新学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

### ＜児童・生徒の学習評価＞

ア 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討すること。その際、観点別学習状況の評価を推進し、児童・生徒一人ひと



りの学習状況を適切に評価できるよう工夫・改善すること。

- イ 障がいのある生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

#### <個々の状況に即した適切な支援の充実>

- ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- イ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。
- ウ 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。
- エ 支援教育コーディネーターや校内委員会を活用して組織的に取り組み、障がいのある生徒の個々の状況に即した学習指導や評価の在り方を工夫するなど、進級・卒業をめざして適切な指導を行うこと。
- オ 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加まで切れめない支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉医療関係人材び関係機関との連携に努めること。

#### <高等学校における支援教育の推進>

- ア 全ての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。
- イ 自立支援推進校・共生推進校においては、その取り組みの成果を、府立高校で共有・活用できるよう、発信に努めること。
- ウ 府立高校においては、支援教育サポート校の来校・訪問相談を活用し、支援教育の推進を図ること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。

#### <医療的ケアのさらなる充実>

- ア 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や医療関係機関等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会のもと、校内体制の一層の充実を図ること。
- イ 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実にも努めること。
- ウ 高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう、校内体制のさらなる充実を図ること。
- エ 人工呼吸器をはじめとした高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒について、その安全性を考慮しながら、保護者付添いの軽減等を含め、個別に対応の可能性を検討すること。

## 「ともに学び、ともに育つ」 支援教育のさらなる充実のために

平成 25 年 3 月 大阪府教育委員会

### Ⅲ 「ともに学び、ともに育つ」 学校園づくり 3. 評価及び通知票について

障がいのある子どもについては、一人ひとりの障がいの状況等を十分把握したうえで、指導の目標を達成するために、指導内容・方法の工夫を進めることが必要です。

そのうえで、子どもが持てる力を発揮して学習活動に取り組む状況などをきめ細かく把握して評価し、指導に活かすとともに、通知票の記載内容が本人や保護者に十分理解されるよう努めることが大切です。

これまでも、各学校園では、記録写真集やポートフォリオ等を活用し、子どもの成長や学習の成果を本人や保護者に具体的に伝えるような工夫をしてきました。

支援学級に在籍する子どもが通常の学級において学習した教科の評価についても、学習のねらいに即した評価を行うことが必要です。適切に記載せず、通知票の評価欄に斜線を引いたり、空白のまま本人や保護者に渡すことは、本人はもとより保護者にも、学校教育への大きな失望と不信感を抱かせるばかりではなく、本人やその保護者との、それまで築いてきた信頼関係を損なうこととなります。

## 大阪府立高等学校に在籍する「障がいにより配慮を要する生徒」

R1 年度 3020 人(単純平均で 1 校当たり 20 人程度)

(H30:2861、H29:2735、H28:2513、H27:2503、H26:2266、H25:2377、H24:約 2400、H23:2146、H22:1943)

「大阪の支援教育」各年度版より

教委教務 514 号

平成 13 年 9 月 12 日

府立高等学校長様

教育振興室長

### 府立高等学校における**障害のある生徒に対する学習指導及び評価について**(通知)

本府において、障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることをねらいとして、これまで推進してきたところである。

近年、府立高等学校においても、障害のある生徒が多数学んでおり、障害の有無にかかわらず、「共に学び共に育つ」という理念に基づいて教育を行うことが求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、下記の点について十分留意の上、障害のある生徒に対する学習指導及び評価を行うよう教職員に周知願います。

#### 記

- 1 障害のある生徒の指導については、教職員の共通理解を図るとともに、その障害の種別や程度等に応じて、特別な配慮のもとに、可能性を最大限に伸ばすよう、きめ細かく行うこと。
- 2 生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導を行うため、障害の状況を把握し、家庭、専門医等とも連絡を密にして、指導目標を設定するとともに、指導内容・指導方法を工夫すること。  
その際、盲学校、聾学校及び養護学校における学習指導方法等も参考にすること。
- 3 教育課程の編成については、「学校設定教科・科目」の開設、教科・科目の選択や単位数の増減などについて弾力的な対応を行うこと。また、生徒の障害の状況によって、教育課程の変更を行う必要が生じた場合には、教育委員会と協議を行うこと。
- 4 評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、特に、知識の量のみを測るのではなく、生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを積極的に評価すること。
- 5 評価の通知については、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題を設定し意欲的に学習に取り組めるよう、必要に応じて、その形式・方法及び時期等を工夫すること。
- 6 進級・卒業の判定について、本通知文の趣旨を踏まえて、内規の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこと。

### (3) 合理的配慮の検討に当たって留意すること

府立学校教職員研修用資料 P6

ポイント 本人・保護者と学校が、丁寧に話し合うことが大切です。  
学校として、組織的な相談体制を整備しましょう。

#### ◆参加する機会を保障する

障がいのある子どもが、学校のあらゆる活動に参加する機会を保障します。障がい者手帳のあるなしにかかわらず、障がいのあるすべての子どもが対象となります。また、意思の表明がない場合でも、子どもが社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、子どもやその保護者に対し、適切な配慮を提案するために対話を働きかけます。

入学時には子どもやその保護者の了解を得たうえで、校種間での情報の引継ぎを行い、また、医療機関・療育機関、福祉機関とも連携し、途切れることのない支援に努めます。

#### ◆願いを聞き、話し合う

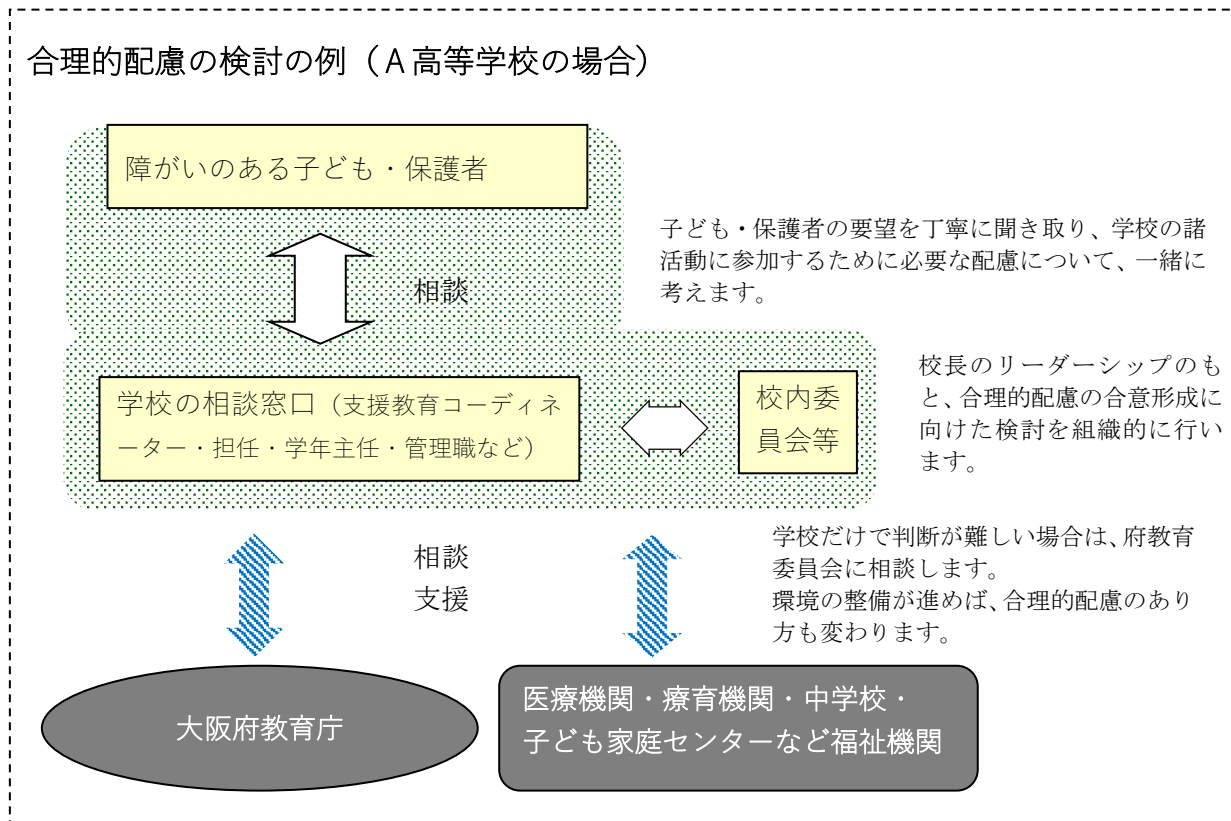
子どもが学校の活動に参加するための合理的な配慮は、それぞれの子どもの状態や学校の状況によって異なります。障がいのある子どもやその保護者の願いを聞き、どんな配慮が必要なのか、何を優先して提供する必要があるかなどを話し合います。

相談を受ける際や合理的配慮を検討する際には、子どもの「最善の利益」を考えながら対話を重ねていきます。

求められている対応ができない場合でも、代替手段がないか、今できることは何かなどを組織的に検討し、子どもやその保護者に伝え、共通理解を図ります。

#### ◆柔軟に対応する

話し合って決定した合理的配慮の内容については個別の教育支援計画や「高校生活支援カード」等に記載して引き継いでいきます。また、子どもの発達や周囲の環境の整備・変化等により、必要とされる合理的配慮は変わるので、定期的に見直すとともに、柔軟に対応していくことが求められます。



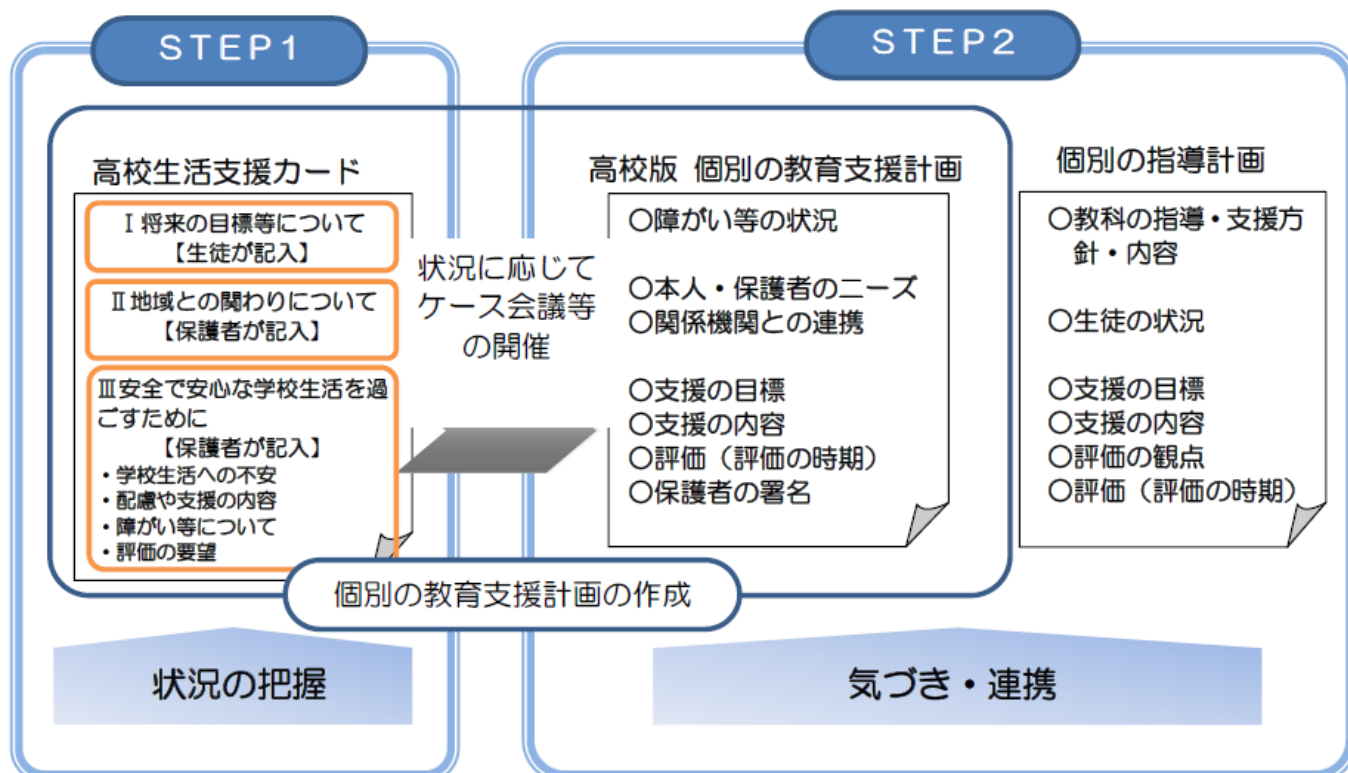
## 高校生活支援カードの作成と活用マニュアル

### 高校生活支援カードについて

- 目的：** 高校生活支援カードは、高校生活に不安を感じている生徒や理解されにくい障がいである発達障がいのある生徒、またはその特性のある生徒等の状況やニーズを入学時に把握し、指導・支援のスタートとすることを目的にします。高校生活支援カードの作成が、個別の教育支援計画の作成のはじまりとなり、カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の記載をすることができます。
- 様式：** 学校の状況に応じて、A4版とA3版のどちらかの様式を選択します。
- 時期：** 入学時の合格者説明会等で高校生活支援カードを配付し、入学手続き時等に回収します。
- 対象：** 全ての入学者を対象とします。  
(ただし、生徒の状況により個別に聞取り等が必要な場合は、別途対応することも可能です。)
- 記入者：** 保護者、本人
- 管理：** 学級担任等
- 活用：** 中学校訪問、保護者面談、ケース会議、教育相談、学年会議、学習支援、事象等対応、進路指導（障がい受容等）個別の教育支援計画作成等
- 参考書籍：** 高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための明日からの支援に向けて  
高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための共感からはじまる「わかる」授業づくり

#### <高等学校学習指導要領一部抜粋>

障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。



## 高校生活支援カード

1年 組	2年 組	3年 組	
------	------	------	--

生徒名 \_\_\_\_\_

出身中学校 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

記載日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

I 将来の目標等について（生徒本人が記入してください）\*該当する口に✓をつけてください。

1 人との関わり方・働き方について（生徒本人が記入してください）

次のAとBのうち、大切にしたい方の数字に○をつけましょう。どちらが正しいということはありません。自分の気持ちに正直に選択してください。

【人との関わり方】

	1	2	3	4	
A					B
いろいろな人と友人になりたい					必要な人とつきあいたい
人の意見を聞いて行動する					自分で考えて行動する
困った時は人に相談する					困った時は自分で解決する

【将来就きたい仕事について】

	1	2	3	4	
A					B
幅広くたくさんの方に挑戦したい					一つの事を極めたい
毎日いろいろな人と接する仕事					毎日接する人が決まっている仕事
能力を十分にいかせる仕事					能力をいかせるかにはこだわらない

【数字について】

1 2 3 4  
 .. : : :  
 つ や や つ  
 よ や や よ  
 く A の B の  
 A の 項目と 項目と  
 項目と 項目と  
 思う 思う

2 自分がかもとも得意と感じる力について、次の3つの中から1つ選んでください。

先生の話をかきちんと聞く力  課題や提出物等をやりとげる力  発言や発表、企画・立案をする力

3 卒業後の進路について、希望する進路を選んでください。

進学  就職  未定  その他の進路（ \_\_\_\_\_ ）

II 地域との関わりについて（保護者の方が記入してください）\*該当する口に✓をつけてください。

1 小中学校時代の地域等との関わりについて（複数回答可）

- 教育関係（地域のスポーツクラブや学習塾等）
- 地域関係（子ども会や他の団体等）
- 福祉関係（地域の福祉機関やボランティア団体等）
- 医療関係（かかりつけの医療機関等）

\*さしつかえがなければ、具体的にどのような団体や機関で活動されていたのか書いてください。

III 安全で安心な高校生活を過ごすために（保護者の方が記入してください）

1 高校生活で不安に感じる事（複数回答可）

- 成績  進級  卒業  進路  友人関係  コミュニケーション  いじめ
- 通学  遅刻  欠席  忘れ物  提出物  生活指導面
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

2 これまでの学校生活で、不安に感じた事や通学しにくくなるような出来事はありましたか。

はい  特にない

3 入学後、スクールカウンセラーによるカウンセリングを希望しますか。

はい  特にない

4 学校生活面で配慮を希望することがありますか。

はい  特にない

5 学習面で教員に配慮を希望することがありますか。

はい  特にない

6 障がい等で支援を希望することがありますか。

はい  特にない

すでに個別の教育支援計画を持っている

配慮の内容（ トイレ  食事  更衣  友人との関係  服装等のこだわり  その他）

\*さしつかえがなければ、具体的にどのような支援が必要か記入してください。

7 本人が得意な事（自慢できる事）や評価してほしいところについて書いてください。

# ユニセフパンフレット抜粋で学ぶ**障害者権利条約**

『わたしたちのできること—It's About Ability—障害者権利条約の話』

(HTML版) [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/0804\\_ability.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/0804_ability.html)

(PDF版) [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/unicef\\_jp\\_Lo.pdf](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/unicef_jp_Lo.pdf)

発行：ユニセフ（2008年4月） 監訳：玉村公二彦（奈良教育大学）

翻訳・編集：（財）日本障害者リハビリテーション協会（2008年11月）

注；HTML版の一部を恣意的にコピーし、総ルビのふりがなは削除した  
語句解説部分は、残した部分と削除した部分がある  
（ユニセフなので）子どもを強調して作られている点に留意

## 第3条：一般原則

この条約の原則は次のとおりです。

- (a) すべての人の固有の尊厳、自分自身で選ぶ自由、そして自立を尊重する。
- (b) 非差別。
- (c) 社会への完全参加とインクルージョン(コミュニティに仲間入りすること)。
- (d) 障害者を人間のさまざまな違いの一部と考え、違いを尊重し、受け入れる。
- (e) 平等な機会。
- (f) アクセシビリティ(交通機関を利用したり、ある場所へ行ったり、情報を手に入れたりする手段があること。そして障害があることを理由に、これらの利用を拒否されないこと)。
- (g) 男女間の平等。
- (h) 障害がある子どもの発達しつつある能力と、アイデンティティを守るための権利を尊重する（皆さんが能力を尊重され、あるがままの自分に満足できるようにすること）。

## 第4条：一般的義務

障害者を差別する法律は、あってはなりません。必要であれば、政府は障害者の権利を守る新しい法律を作り、それを実行しなければなりません。もし古い法律や慣習が障害者を差別するなら、政府はそれらを変える方法を見つけなければなりません。

障害がある子どもが、ほかの子どもと同じことをできないようにしている法律や慣習があるなら、それらを変えなければなりません。政府はそのような法律や政策を変えるとき、障害がある子どもを代表する団体と話しあわなければなりません。

新しい法律や政策を作るときには、政府は子どもを含む障害者から、アドバイスをもらわなければなりません。

## 第7条：障害のある子ども

政府は、障害がある子どもが、ほかの子どもと同じく、すべての人権と自由がもたらす利益を受けられるように、ありとあらゆる可能な行動をとることを約束します。また、障害がある子どもが、自分に影響があるすべてのことについて、必ず自分の意見を自由に言えるようにすることも約束します。それぞれの子どもにとって一番良いことを、いつでもまず、考えなければなりません。

障害がある男の子や女の子には、すべての子どもと同じ権利があります。たとえば、どの子どもにも、学校へ通う権利や遊ぶ権利、暴力から守られる権利、そして自分に影響を与える決定に参加する権利があります。政府は、この権利を実現するために、障害がある子どもに必要な情報を与え、支援をしなければなりません。

## 第9条：アクセシビリティ

政府は、障害者が自立した生活を送れるようにし、コミュニティに参加できるようにすることを約束します。一般の人々が自由に利用できる、建物、道路、学校、病院などは、子どもを含む障害者にとってアクセシブル(利用しやすいこと)でなければなりません。公共の建物の中で助けが必要になった場合、ガイドや朗読をしてくれる人、専門の手話通訳者がそこにいて助けてくれるようにしなければなりません。

## 第17条：個人の保護

皆さんの身体能力や知的能力を理由に、皆さんを劣っている人として扱うことは、誰にもできません。皆さんは、ありのまま、ほかの人から尊重される権利を持っているのです！

### 第19条：自立した生活と地域社会への参加

障害があるかないかに関係なく、人にはどこに住むかを選ぶ権利があります。大人になったとき、皆さんが望めば、自立した生活をし、地域社会に参加する権利があります。また、地域社会で生活するために助けが必要な場合、在宅ケアや介助などの支援サービスを利用することができるようにしなければなりません。

### 第23条：家庭と家族の尊重

人には家族と一緒に暮らす権利があります。もし皆さんに障害があるなら、政府は障害に関係がある費用や、情報、サービスを提供して皆さんの家族を支援しなければなりません。障害があるために、皆さんが親から引き離されることはあってはなりません！身近な家族と暮らすことができないのなら、もっと広い範囲の家族やコミュニティの中で世話が受けられるよう、政府は支援しなければなりません。障害がある若者たちは、ほかの若者たちと同じように、性と生殖に関する健康について知る権利を持ち、また、ほかの人たちと同じように、結婚して家庭をつくる権利を持っています。

### 第24条：教育

人には、学校へ行く権利があります。皆さんに障害があっても、それを理由に教育が受けられないということはありません。また、皆さんは別の学校で教育を受けるべきではありません。皆さんには、ほかの子どもたちと同じカリキュラムで教育を受ける権利があります。そして政府はこれを実施するために必要な支援をしなければなりません。たとえば、先生方が皆さんの要求にどのように対応したらよいかわかるように、皆さんに合ったコミュニケーションの方法を、政府は用意しなければならないのです。

### 第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加

障害者はほかの人と同じように、芸術、スポーツ、ゲーム、映画、その他の娯楽活動に参加し、楽しむ権利を持っています。ですから、劇場、博物館、競技場、そして図書館などは、障害がある子どもを含め、誰にとってもアクセシブル(利用しやすいこと)にしなければなりません。

### 第33条から第50条まで：条約の実施とそれにかかわる協力、監視についての規則

障害者権利条約は、全部で50条からなっています。第33条から第50条までには、すべての障害者が、そのすべての権利を必ず手に入れられるようにするには、大人たち、特に障害者とその団体、そして政府が、どのように協力していくべきかが書かれています。

## 合理的配慮に焦点を当てた**障害者権利条約**

### 第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。**障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。**

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

## 第五条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、**合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。**
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

## 第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が**他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。**
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、**児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。**
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

## 第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - (c) **個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。**
  - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、**完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。**
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
  - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
  - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
  - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当



な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

- 4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、**締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。**

注：日本国政府は、inclusive(インクルーシブ)を「包容」と訳している。

日本国政府は、full inclusion を「完全な包容」と訳している。

2013年12月4日、参議院本会議で障害者権利条約批准を承認することが全会一致で決議。  
事実上の条約批准です。

2014年1月20日、日本国政府は批准書を国連に寄託しました。

**2014年1月20日**が国際的な**批准の日**となります。

日本はEUを含め、141番目の批准国となりました。

2014年2月19日、障害者権利条約が日本国内で効力を持ちました。

憲法の下に条約、条約の下に法律、法律の下に政令や条例。

法律よりももっとも守らなければならないのが条約です。

2016年6月、国連障害者権利委員会に「第1回政府報告書」を提出

2020年夏(予定)、国連障害者権利委員会による「第1回政府報告書」審査

2020夏(予定)、国連障害者権利委員会による日本国政府に対する「勧告書」発表

※コロナ禍の中、2020年審査は吹き飛び2021年夏審査も目処が立っていない。

## 障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。



## 学校の中の介助を考える

佐藤陽一

千葉では医療的ケアを含め「親の付添い」が求められることはほぼなくなりました。その代わりに気になるのは、親が「介助がいると安心」と思う中身と、実際の介助が正反対の役割を担うことです。就学相談会では「介助員と監視員は紙一重」ということを伝えています。

私が学校の中で「介助」をするときに気をつけていたのは、この子が「できないから介助」ではないということ。みんなと学校生活を経験「できる」からこそ、「介助」として私がいる。一番気をつけていたのは、「何かをしないと、介助をしたことにならない」という思いこみを捨てることでした。この子が「できない」から、「できる」ようにするために「介助」に入るのではない。この子が周りに「迷惑」をかけるから、それを防ぐための「介助」ではない。この子が「できない」ことを、代わりに「してあげる」ためでもない。「できない」ことがあっても、その「できない」ままの姿で堂々とそこにいて欲しいから、私は介助に入ってきた。

この子が障害のために階段を上がれないとき、2階に車椅子を運びながら、私は何をしてきたのか。階段の上の友だちのいる所に行きたい気持ちを、「誰でもそう思うよね」とその子に伝え、周りの子にも「あたりまえのことだよ」と伝えること。自分には障害があるから仕方がないとあきらめてしまわないように。そんなふうにこの子が「できない」こと以上の寂しさを感じないように。そんなことを思っていた。

一人でできないから介助、先生の指示が分からないから介助と問題を数えると、問題解決してあげることが介助の中身になりやすい。そうならないために、「障害」の介助ではなく「学校生活」の介助と考えてみる。授業という生活、休み時間という生活、体育館や図書室への移動を含む生活、給食という生活。…そうした生活のための介助、という視点から考えてみる。

「授業という生活を暮らすための介助」とは、授業の中身を理解するための介助ではない。まして障害のある子がそこにいないかのように、担任が授業を進めるためではない。クラスの子が、担任の話を聞かずに遊んでいたなら、それを注意するのは担任の役割だ。そのとき、介助としての私の役割は何か？ その子が怒られないように前もって注意することではない。時と場合によるが、基本はその子がちゃんと担任に注意されること、の間にいる役割だ。主体感覚の育ちをじゃましない介助。子どもたちが作りあう世界のじゃまをしない介助。この子が「経験すること」を教えることはできないし、代わってあげることもできない。だからこの子が経験「できる」ことをじゃましないこと。子どもが立ち歩いたら外に連れ出す介助、とか、本人の好きな絵本やプリントだけを机に広げ、とにかく一時間、座って課題に取り組むことを目指す介助ではいけない。

そうして、この子の「私の毎日」がいつしか「私たちの毎日」に変わっていく日々を、私は子どもたちの隣で見せてもらってきた。入学するときには、「私の学校・私の先生」から始まる生活が、いつしか「私たちの学校」という実感に変わっていく日々。遠足・運動会・合唱祭という行事が、「私の楽しみ」から、「私たちの楽しみ」になっていく時間を見せてもらった。例えばピストルの音が恐くて1年生の運

動会に参加できなかった子が、何年か後には、どこにいるのか見つけられなくなるほどみんなとの生活の中に溶け込んでいく姿を見せてもらった。そんなふうにな一人の子どもの「私の学校生活」が、「私たちの学校生活」と感じられるように、そのための「つなぎ」になりたいと思った。例えば、車椅子を押すことが「つなぐこと」だった。みんなのそばに連れていくことが「つなぐこと」だった。時には、みんなから離れてぼつんとしている子どもの名前を遠くから呼びながら、私が動かないことで、見かねた子どもたちに走って行ってもらうことが「つなぐこと」だった。大人の手をかりる場面が多いことで、クラスの「私たち」からこの子一人零れ落ちないように。この子の「私」が、みんなとの「私たち」から零れ落ちないように、そんなことを思っていた。

普通学級の配慮として欠かせないのは、「みんなと一緒に」を壊さないための配慮です。そのために、介助が子どもたちにどのような影響を与えているのか、を考えない訳にはいきません。手をかけ世話をやくことでできる関係もあるが、余計なことをしないことでできる大切な関係もある。適切に手をかけることが難しいように、余計なことをしないことも難しい。「介入」する介助ではなく、自分で運命を展開させ切り開く力を見守ることが学校の介助には大切です。私は、その子の障害をもって学校時代を過ごしたことがないのでそもそも教え方を知りません。子どもも、自分のやり方での失敗を認められなければ、自分のやり方を見つけることができません。その相互行為としての介助を、周りの子どもも見ています。手をかりることや知恵をかりることは恥ずかしいことではなく、「自分のやり方」を見つけるのを手伝う大人がそばにいるのだと、そんなふうに見える介助ならいてもいいのかもしれない。

…でも本当は「いなくていい」、いえ「いない方がいい」ことが圧倒的に多いのですが、その話はまた別の機会に。



この原稿は、『障害児を普通学校へ・全国連絡会』の会報6月号に掲載されたものです。元は13年前に「千葉県の統合教育6」に書いたものです。最近になって、それをとても丁寧に分かりやすくまとめてくれた方がいて、そこから私に原稿依頼がきたようです。いい機会なので、「介助」についてブログのメモを10年分取り出してみました。でも私の書くものにあまり進歩はないようで、同じことを繰り返していることに気づきました。きっと、学校の対応も変わっていないからでしょう。

それよりも、これを書き終えて気がついたことがあります。今回の「ワニなつ」に登場している子たちは、入学時は「親の付き添い」や「介助」が必要とみられていましたが、中学生のときには介助員はついていません。はじめは介助員がついていた子も、小学校の途中で距離をとって離れてもらったり、介助員を外してもらいました。今回のそれぞれの原稿を読むと、ゆうきくんもなつちも、るいくんもともくんも、「介助がない」ということの意味が伝わってきます。

介助といわれているものは、誰であっても「状況」によって必要なものであって、それが「介助が必要な子ども」ではないのです。そのことを、これからちゃんと書いてみたいと思います。

## 大阪府高等部卒業生の進路状況

上段 R2.3 卒 中段 H27.3 卒 下段 H23.3 卒	卒業 者数	上級部・ 科	大学	就職 安経 由	家 業	縁 故	学 校	専 修 各 種	職 業 施 設 等	施 設 児 童 福 祉	支 障 援 施 設	障 害 者	家 庭 保 護	そ の 他	※「職業施設等」は、職業技術専門学校・職業能力開発施設等
生活課程	1279		2	341	1	23	3	23	11	825	20	30			生活課程は知的 高等支援学校職業科と共生 推進教室卒業数を含む
	1077		1	257		14	2	39	15	701	17	31			
	757			144	1	10	2	37	29	499	5	30			
普通課程	138			2					8	119	3	6		普通課程は肢体	
	196		2	2	1		2	5	10	162	6	6			
	148		3	1				7	9	124		4			
その他	66	13	12	17		4				16		4		その他は視覚・聴覚・病弱支 援学校	
	92	15	6	44	1			3		10	1	12			
	91	20	10	27		3		2		21		8			

片岡注 ※H24年度～H28年度生活課程卒業生の職安経由就職率

たまがわ高等支援学校の就職率 : 90.6%→94.7%→95.9%→94.7%→88.6%

高等部生活課程の就職率(高等支援学校含む) : 20.4%→22.2%→22.2%→23.9%→21.9%

高等部生活課程のみの就職率 : 15.1%→16.8%→16.7%→18.6%→15.8%

## 大阪府支援学校、支援学級中学卒業生の進路状況

上段 R2.3 卒 中段 H27.3 卒 下段 H23.3 卒	卒業 者数	高 等 部	高 校 全 日 制	高 校 定 時 制	高 校 通 信 制	門 学 校 高 等 専	就 職 (含 縁 故)	専 修 学 校 等	家 庭 保 護	そ の 他	専修学校等は、専修学校・各種学校・ 高等職業技術専門学校	
中学部	生活課程	661	645	2		6	1		3		1	生活課程は知的障害
		577	568		1	2		1	3	1	1	
		482	478	1					2	1		
	普通課程	138	137		1							普通課程は肢体不自由
		149	146	2						1		
		108	94	13						1		
	その他	38	27		9	1					1	その他は、視覚・聴覚・病弱支援学 校の合計
		56	39	13	3	1						
		59	38	13	1	4			3			
中学校	知的障がい	1220	271	576	38	238	2	15	57	2	21	その他は、弱視・難聴・病弱・言語 障害の合計
		840	345	283	26	111		7	54	2	12	
		652	355	146	21	76		7	46	2	5	
	肢体不自由	120	44	58	1	13			1		3	
		125	55	54	1	11		1	2	1		
		132	63	59	2	5		3				
	情緒障がい	1166	148	635	35	266	8	8	50	1	14	
		651	197	282	25	92	2	6	39	6	2	
		316	144	100	10	40		2	15	2	3	
	その他	219	37	96	9	58	2	3				
		122	46	43	2	15		3	9	1	3	
		94	39	34	3	10			4	2	2	

## 大阪府支援学級、支援学校在籍児童生徒数の比較

「大阪の支援教育」より

うち数：①知的障がい、②肢体不自由、③自閉症・情緒障がい

	小学校支援学級				中学校支援学級				小学部 総数	中学部 総数	高等部 総数
	総数	うち①	うち②	うち③	総数	うち①	うち②	うち③			
H20(2008)	9615	3698	1045	4275	3169	1351	362	1254	1773	1841	3079
H25(2013)	14287	5460	1039	6863	5093	2118	343	2228	1991	2318	4053
H30(2018)	23630	9077	942	12268	8018	3468	362	3645	2424	2479	4356

小学生・中学生の総数は年々減っている。「知的障害」と「発達障害」だけどんどん増えて、どんどん「ともに学ぶ」から切り離されている。

# 自立支援・共生推進・高等支援職業科入学者選抜出願状況

空欄は受験者全員合格。倍率は出願締め切り時点の倍率。二次選抜結果は算入していない

( ) 以外は 募集人員 3	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			令和 2 年度			令和 3 年度			
	志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率	
知的障がい生徒自立支援コース	阿武野	12	3	4.00	6	3	2.00	9	3	3.00	6	3	2.00	5	3	1.67
	八尾翠翔	1			4	3	1.33	3	3	1.00	7	3	2.33	4	3	1.33
	園芸	18	3	6.00	11	3	3.67	12	3	4.00	9	3	3.00	12	3	4.00
	柴島	12	3	4.00	8	3	2.67	8	3	2.67	9	3	3.00	4	3	1.33
	枚方なぎさ (4)	10	3	3.33	6	4	1.50	12	4	3.00	11	4	2.75	12	4	3.00
	松原 (4)	11	3	3.67	10	4	2.50	10	4	2.50	10	4	2.50	14	4	3.50
	堺東	16	3	5.33	10	3	3.33	5	3	1.67	3			4	3	1.33
	貝塚 (4)	17	3	5.67	9	4	2.25	10	4	2.50	17	4	4.25	7	4	1.75
	西成	5	3	1.67	4	3	1.33	6	3	2.00	8	3	2.67	5	3	1.67
	桜宮	5	3	1.67	6	3	2.00	7	3	2.33	6	3	2.00	6	3	2.00
	東淀工業	6	3	2.00	4	3	1.33	3	3	1.00	5	3	1.67	4	3	1.33
共生推進教室	金剛	5	3	1.67	5	3	1.67	3	3	1.00	3			1		
	枚岡樟風	8	3	2.67	2			5	3	1.67	4	3	1.33	3	3	1.00
	北摂つばさ	7	3	2.33	4	3	1.33	1			3			5	3	1.67
	千里青雲	3			10	3	3.33	8	3	2.67	0			5	3	1.67
	信太	5	3	1.67	5	3	1.67	4	3	1.33	1			1		
	久米田	7	3	2.33	1			2			3			6	3	2.00
	緑風冠	4	3	1.33	0			4	3	1.33	1			1		
	芦間	3			7	3	2.33	2			5	3	1.67	3	3	1.00
	東住吉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	3	1.33	1		
	今宮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2			0		
高等支援職業科	たまがわ (64)	69	64	1.08	88	64	1.38	67	64	1.05	69	64	1.08	54		
	とりかい (32)	46	32	1.44	33	32	1.03	44	32	1.38	50	32	1.56	38	32	1.19
	すながわ (32)	49	32	1.53	51	32	1.59	41	32	1.28	38	32	1.19	43	32	1.34
	むらの (32)	47	32	1.47	46	32	1.44	44	32	1.38	44	32	1.38	39	32	1.22
	なにわ (48)	68	48	1.42	64	48	1.33	77	48	1.60	88	48	1.83	65	48	1.35
一般全日制普通科平均倍率			1.17	1.17			1.14			1.13			1.11			

学籍校	共生推進教室設置校	
たまがわ	枚岡樟風	金剛
とりかい	千里青雲	北摂つばさ
すながわ	久米田	信太
むらの	芦間	緑風冠
なにわ	今宮	東住吉

## 自立支援コース・共生推進教室

### 【合格者の決定（平成 29 年度入学者選抜実施細目より抜粋）】

選抜は、調査書、推薦書及び面接を資料として、次の観点等による総合的評価をもって行う。

- (1) 志願した高等学校の特色の理解  
(共生推進教室を設置する高等学校の特色及び共生推進教室の教育課程の理解)
- (2) 中学校等内外における学習の活動や状況
- (3) 様々な事柄に対する興味・関心の広さ
- (4) 他の生徒とともに学ぼうとする意欲
- (5) 出身中学校等など、地域の関係機関との連携

